

容量市場 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
1	第1章 総則	4	第2条約款の改悪や貴機関の過失で、経済性が悪化するような場合が発生した場合は、賠償請求規定ないし、当初想定されるの容量確保金の回収を担保する規定がないように見えるが、定めるべきではないか。	ご記載の内容は約款第40条に基づき、協議いたします。
2	第1章 総則	4	<p>【該当箇所】 第4条 契約期間 (p4)</p> <p>1. 本契約の契約期間は、長期脱炭素電源オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、制度適用期間※1の末日までとします。</p> <p>用語の定義 (p27)</p> <p>制度適用期間：供給力提供開始年度の翌年度（供給力提供開始年度が2025年度以前となる場合は2027年度）から原則20年間。ただし、参加登録を行う事業者は、応札時において、20年よりも長期の制度適用期間を1年単位で指定することが可能</p> <p>【意見】 制度適用期間については20年を上限とし、20年未満の制度適用期間も容認頂きたい。</p> <p>【理由】 ①制度適用期間に上限が設けられていないことにより、過剰に長期間の契約となり、設備種別による優劣や国民負担の増加を招く懸念がある。②蓄電池については現時点で20年間運用された実績が少ないことから、20年間の運用にかかる運転維持費が見通しづらい。そのため、事業者が運転維持費を過剰に見込んで応札・落札することにより国民負担が増えることや今後必要性が高まる蓄電池による応札が少なくなることが懸念されるため、設備の設計耐用年数に応じた20年未満の適用期間も容認していただきたい。</p>	制度適用期間は、電源種、事業者により様々な期間を設定することが考えられるところ、「20年よりも短期の適用期間」とすることについて、国の審議会において、「新設・リプレース案件で20年より短い期間とする必要性は疑問」、「長期稼働を促す観点、国民負担平準化の観点との兼ね合いも踏まえ、短期は慎重に検討すべき」等の慎重な意見があったことから、制度適用期間を20年以上とすることとしております。
3	第1章 総則	4	LNG専焼火力の水素・アンモニア混焼化・専焼化に向けた建て替えについても、アンモニア・水素混焼設備の専焼化に向けた建て替えと同様に、「建て替えに伴う運転終了日が属する年度の4月1日から建て替え後の発電設備による供給力提供開始日が属する年度の3月31日までの期間については、制度適用期間の対象外」という理解で良いか。	<p>本制度で新たに建設するLNG専焼火力を含めた火力発電所については、水素・アンモニアの専焼化に向けた建て替えを行うことは想定しておりません（改修によって専焼化することを想定しております）。また、水素・アンモニア混焼にするために建て替えを行うことも想定しておりません（改修によって混焼化することを想定しております。）</p> <p>ただし、今後の技術進展次第で水素・アンモニア混焼化・専焼化について改修ではなく建て替えでなければ対応が難しい場合は、運転期間の扱いや入札価格の扱いについて検討してまいります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
4	第1章 総則	4	「建て替えに伴う運転終了日が属する年度の4月1日から建て替え後の発電設備による供給力提供開始日が属する年度の3月31日までの期間については、制度適用期間の対象外」という点について、例えば契約期間が20年間、建て替え期間が1年間の場合は、当該建て替え期間が契約期間から差し引かれ、契約期間が19年間に縮まるのか。それともあくまで建て替え期間は契約期間から除外され、建て替え期間分だけ契約期間が後ろに延びる（Totalの契約期間は21年間になる）のか。	アンモニア・水素混焼設備の専焼化に向けた建て替えを行う際の契約期間は、建て替え期間を含めて制度適用期間の末日までとなります。 建て替え期間は制度適用期間の対象外とすることから、制度適用期間の末日は電源等情報登録時点の情報から建て替え期間分延長されます。
5	第1章 総則	5	第5条 単位および端数処理について、2に、「本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わない」と記載がありますが、収支計算におけるすべての過程でも端数処理は行わないという認識でよろしいでしょうか。※Excelを使用する場合は、Round関数を使用しない。	ご理解のとおりです。
6	第2章 容量確保契約金額	6	当初の事業計画との乖離について ・ 建設費等の初期投資や年度ごとの固定的な費用の見積もりについて、すくなくとも20年＋開発建設期間のすべてを正確に予見することは難しく、有る程度現状合理的に見積もれる範囲で各社に見積をお願いすることになると考えている。その場合に、仮に合理的に見積もった数値より金額が多くなった場合にも支給額は増額されることはないと考えているが、一方で減額になった場合にもその金額分減算されない形にして頂きたい。（なお、系統接続費の減額および水素・アンモニアにかかるサプライチェーン支援制度の支援予想金額よりも多くの補助金を受ける場合にはその分の補正が行われることは理解しており、それ以外のケースにおいては、CPIの補正を除いて支給額の減額はないと理解している。）	ご理解のとおりです。
7	第2章 容量確保契約金額	6	1. の四角で囲まれている部分について、容量確保契約金額→容量確保契約金額（各年）に修正した方がいいのではないかな。	「容量確保契約金額（各年）」に修正させていただきます。
8	第2章 容量確保契約金額	6	第6条第1項について「消費者物価指数（コアCPI）」については、誰が公表する、何の数値なのかが特定できるように適正な定義を追加するべきではないかな。	コアCPI（生鮮食品を除く総合指数）は、総務省統計局より公表されています。
9	第2章 容量確保契約金額	6	物価指数をコアCPIでなく、企業物価に変更をお願いしたい	今後の制度検討において参考とさせていただきます。
10	第2章 容量確保契約金額	6	第6条1※1にて制度適用期間の年度ごとに毎年補正するとの記載があるが、毎年度契約書を取り交わすことになるか。毎年度契約を取り交わすのであれば、20年間分の基本契約と、年度ごとの契約を分けた方がいいのではないかな。	容量確保契約金額に物価補正を行う度に、契約書を取り交わすことは致しません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
11	第2章 容量 確保契約金額	6	<p>【該当箇所】</p> <p>第6条 容量確保契約金額の算定</p> <p>第1項 ※1：<中略>、応札年度前年と対象実需給年度前年の間の物価変動分を補正（対象実需給年度前年の消費者物価指数（コア CPI）を応札年度前年の消費者物価指数（コア CPI）で除した値を乗算）した単価</p> <p>【意見】</p> <p>物価変動分の補正について、契約単価はデフレ継続時においても約定単価を下回らないものとすることを検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>本制度の趣旨は長期的な収入の予見性を高めることにあるところ、現状のメカニズムではデフレが継続した場合に大幅な収益性の悪化となるリスクがある。このリスクが存在することにより、長期的な収入の予見性が低下することに加え、プロジェクトファイナンスの調達コストが増加する恐れがある。</p>	<p>資源エネルギー庁における制度検討作業部会の第11次中間とりまとめでは、以下のとおり整理されております。</p> <p>物価変動への対応については、ご指摘いただいたような様々な補正方法も考えられるものの、本制度では制度の複雑化を避ける観点や海外の事例も参考とし、落札価格（建設費を含む）に対して一律に消費者物価指数（コア CPI）で物価補正を行うこととしております。</p>
12	第2章 容量 確保契約金額	6	<p>契約単価の内訳は①資本費(建設費・系統接続費)②運転費③事業報酬と理解しておりますが、契約単価の物価変動補正(対象実需給年度前年のコアCPI ÷ 応札年度前年のコアCPI)は①～③全てに適用されるのでしょうか。</p> <p>①資本費(建設費・系統接続費)は20年に亘る供給力提供期間の初期の支出であり、物価変動の影響は僅少と理解しております。①資本費に係る契約単価にも物価変動補正をかけてしまうと応札事業者が初期に投下した資本費の回収予見性を悪化させると共に金融機関のシニアローン回収予見性を悪化させるため、物価変動補正は②・③にのみ適用されるべきものと思料いたします。</p>	<p>契約単価の物価変動補正(対象実需給年度前年のコアCPI ÷ 応札年度前年のコアCPI)は①～③全てに適用されます。</p>
13	第2章 容量 確保契約金額	6	<p>第6条1.※2について、「新設・リプレースにおける残りの制度適用期間」とありますが、「残り」とはいつを起点にしているのか明確にして頂きたい、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、</p> <p>「新設・リプレースに対し、脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資を行う場合、新設・リプレースにおける残りの制度適用期間において」</p> <p>を</p> <p>「新設・リプレースに対し、脱炭素燃料の混焼率拡大のための追加投資を行う場合、追加投資に係る制度適用期間開始時点から、新設・リプレースに係る制度適用期間終了時点までの期間において」</p> <p>に修正いたします。</p>
14	第2章 容量 確保契約金額	6	<p>第7条1にて対象需給年度の9月から翌年8月までの間、支払・請求が行われるとの規定であるが、対象実需給年度として4月1日から翌年3月31日までが対象であるため、4月分の対価として9月分に支払われる旨を記載した方がよいのではないかと。第6条4で最終月(3月分)で精算をすと規定されているが、それが3月分の支払・請求と読み取れかねない。</p>	<p>容量確保契約金額の支払いスケジュールは、実需給年度毎に、メインオークションと合わせて実施されます。</p> <p>容量拠出金および容量確保契約金額の請求・支払いスケジュールはすでに公表されているため、約款に改めて記載することは致しません。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
15	第2章 容量確保契約金額	6	第7条第1項について、「対象需給年度の9月から翌年8月までの間、各月」とあるが、例えば、2027年4月より需給年度が開始した場合、4月分の容量確保金額が事業者に入金するのは、9月末までという理解でいいか。 上記、理解が正しい場合、なぜ対象月から5か月も入金までにラグが必要なのか。	ご理解のとおりです。 対象月以降、当該月におけるアセスメントやペナルティの算定、異議申し立て等の処理を行った後、容量確保契約金額（各月）の支払いが行われるため、対象月から5か月後の支払いとなります。
16	第2章 容量確保契約金額	6	第7条各月の容量確保契約金額の支払・請求に関して、本制度適用は年度（4月1日）開始が起点である一方、支払は「対象実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日」とあり、これは、4月分の「容量確保契約金額」が9月に支払われる（5か月のインターバルがある）との理解でよいか。また、この扱いは制度適用期間の最終年度も同様（3月末に制度適用期間が終了したのち、当該3月分が8月に支払われる）との理解でよいか。なお当該理解が正しい場合、約款では、契約期間は「制度適用期間の末日まで」となっており、制度適用期間終了次年度の4月～8月（11月～3月分）の支払いは契約終了後の扱いとなるが、これは、約款4条3項の規定に基づく権利義務（債権債務）として扱われるとの理解でよいか。	全てご認識の通りです。
17	第2章 容量確保契約金額	7	第7条第1項に「本期間は、対象実需給年度の9月から翌年8月までの間、・・・（省略）を支払うものとします」とありますが、制度検討作業部会第十一次中間とりまとめ51ページの図では、制度適用期間は営業運転開始年度の翌年度の年度当初（4月）からとされています。本約款における支払い期間が9月から翌年8月とされていることについて理由をご教示ください。支払期間は、営業運転開始年度の翌年度の9月からということになるのでしょうか。また、制度適用期間は2027年度からになるということですが、2027年度よりも早く連系可能な案件については、脱炭素電源の供給力提供を早く行うことができるという観点からも、2027年度以前から制度適用されるべきではないかと考えますので、制度適用期間について2027年度以前からの適用を可能とするよう制度設計をお願いいたします。	容量確保契約金額（各月）は、各月のアセスメントやペナルティの算定を行った後に支払われるため、支払い期間は9月から翌年8月となっています。 2027年度以前の制度適用に関しては、現行容量市場の運用システムは、4年程度（2020～2023年）の構築期間を要していますが、本制度の運用システムも、最低限、2～3年程度の構築期間が必要と考えられるため、2026年度内までは、本制度の運用を行うことは困難です。 したがって、本制度の導入直後（2023年度～2025年度オークション）に落札した電源の制度適用期間は、早くとも2027年度以降とし、それよりも早期に供給力の提供を開始する案件は、現行容量市場（追加オークション）に参加することができることであります。
18	第2章 容量確保契約金額	7	「前条第2項の容量確保契約金額（各月）は、建て替え後の発電設備による供給力提供開始日の翌年度から支払を開始するものとします」とあるが、建て替え初年度は容量確保契約金は受領できないという理解で良いか	ご理解のとおりです。 ただし、建て替え初年度（供給力提供開始年度）は、メインオークションおよび追加オークションへの応札は可能です。
19	第2章 容量確保契約金額	7	第7条3.について、金額が負値となる場合の貴機関からのご請求はいつになるでしょうか。ご請求に対する入金期日が各月の末日とされておりますので、ご請求のタイミングについて確認させていただくものです。	長期脱炭素電源オークション業務においては、今後詳細検討実施する予定です。なお、参考情報として、同じ容量市場の枠組みで実施されるメインオークション業務においては、入金期日が属する月の前月10日頃を目安に請求する整理となっております。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
20	第3章 権利 および義務	8	<p>第8条 需給バランス評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電池の場合、この条項の評価に従い充放電準備を行うことは可能です。一方、この準備をしたにもかかわらず、放電指令がOCCTOから来ない場合、長期にわたり満充電の状態になる。これにより蓄電池の容量劣化が促進されることが想定される。ある一定期間に一度放電指令が必ずあるものか、否か知りたい ・また、この評価結果である翌日計画の発表はどのような時間にされるものか、また、その計画発表後すぐ、たとえば4時間以内の放電指令がないものと考えているが認識合致しているか。 ・充放電が短時間で急峻に繰り返されることで、蓄電池容量の劣化が進むのでこれを避けたい。 ・充電、放電に関してのスケジュールが提供されるものか 	<p>電気の供給指示は需給バランス評価の結果によるため、一定期間内に必ず指令があると切り切れません。</p> <p>翌日計画の需給バランス評価の判定結果の公表は毎日18時頃を想定しております。</p> <p>また翌日計画の公表以降において広域予備率低下に伴う供給力提供通知(放電指令)が発令される可能性はございます。</p>
21	第3章 権利 および義務	8	<p>第8条需給バランス評価について、翌日の低予備率アセスメント対象コマ（需給ひっ迫時）は、前日の時点で全て確定・公表されると理解してよろしいでしょうか。前日の時点で、低予備率アセスメント対象コマを対象とするリクワイアメントを満たす運用を確定できる、理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前日時点で翌日計画に対する低予備率アセスメント対象コマは公表されますが、当日断面においても30分ごとに需給状況が更新されるため、前日時点ですべて確定公表となる想定ではございません。</p>
22	第3章 権利 および義務	8	<p>第9条容量停止計画については、蓄電池の場合、定期点検やメンテナンスに係る停止期間を示すという理解でよろしいでしょうか。定期点検やメンテナンス以外で発電していない時間（充電時間や充電状態を維持している時間等）は、容量停止計画に含まないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
23	第3章 権利 および義務	8	<p>第9条第3項第5号計画停止において「容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判断された休日または夜間における停止期間」は、①～③に包含されるものと理解しておりますが、⑤を特記する意図をご教示ください。</p>	<p>容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判断された休日または夜間については、計画外停止となった場合でも、計画停止の期間としてペナルティを算定することを意図した記載です。</p>
24	第3章 権利 および義務	8	<p>蓄電池に限定して確認しますが、蓄電池は充放電を繰り返すため、電池の劣化を考えた場合、日中に3時間で充電、夕方等に3時間で放電を1日のサイクルとした場合、1日の48コマの内12コマしか運転できないので、365日毎日充放電しても、$(48\text{コマ}-12\text{コマ}) \times 365\text{日} = 13,140\text{コマ}$が停止となってしまいます。蓄電池は充放電で成り立っているもので、48コマのうち6コマを充電時間として、残りの42コマを放電できる状態で登録しても、市場ですぐに6コマ放電すると、残りのコマ数は指令が入っても放電できずにペナルティとなってしまいうのか。蓄電池の運転スケジュールの例を開示していただきたい。放電後2時間のクール時間をおいてからでないと充電することが出来ないことを考えると1回の充放電に8時間は最低必要となります。蓄電池の充放電に伴う計画停止計画に放電後のクールタイムと充電時間に係る時間中は放電は出来ないが、「供給力維持」のコマと認めていただけますか。</p>	<p>本オークションにおけるリクワイアメントのうち、メインオークションにおけるリクワイアメントと同じ項目に関しては、同様のものが適用されます。</p> <p>詳細は、今後公表予定の詳細説明会資料や業務マニュアルに記載してまいります。既に公表済みのメインオークションの資料や業務マニュアルもご参照ください。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
25	第3章 権利 および義務	8	制度適用期間中であっても、発電設備の長期停止により供給力が提供できない場合も電源等差替を認めることにより供給力減少を補完することが出来るため、この場合における電源等差替を認めることを検討すべきではないか。	落札した脱炭素電源への支援であることから、当該電源の長期停止のような第10条の要件に当てはまらない差替は認めておりません。
26	第3章 権利 および義務	8	第10条第1項：電源等差替について、仮に100万kWの石炭火力のアンモニア20%混焼の改修案件に対する電源差替を行う場合、単純に20万kWの供給力を提供することで良いのか、カーボンニュートラル電源等のその他の条件があるのかを明示いただきたい。	電源差替を行う場合、本オークション落札容量であるアンモニア20%混焼部分の容量が対象となります。差替先の電源に関しては、脱炭素電源でなくとも構いません。
27	第3章 権利 および義務	8	・電源等の差替を行った場合は、①その期間中は制度適用期間に含めない（第10条第5項）ことに加え、②差替電源に相当する容量の分だけ制度期間適用前のペナルティ（第15条第1項）が減額され、③当該期間中は対象年度のメインオークション結果に基づく契約条件が差替電源に適用される、と理解して良いか。 ・電源等差替が可能な電源には特段の要件等は無いと理解して良いか。	②は、第10条第2項に規定するとおり、同条第1項第2号に該当する場合は部分差替できません。その他は、ご理解のとおりです。
28	第3章 権利 および義務	9	第11条第一項①について、「本機関が合理的と認める理由」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか。例えば、ペナルティの頻発を原因とした経済性の悪化は第一項①の理由として認められるか。また、住民の反対等で工期が大幅に延びて経済性が悪化した場合も第一項①の理由として認められるか。	個別の事例を確認し、判断いたします。
29	第3章 権利 および義務	9	第11条第1項の①に該当する場合は、その理由によって第12条や第29条において不可抗力と整理されることもあると考えて良いか。	ご理解の通りです。
30	第3章 権利 および義務	9	第11条市場退出について、「② 長期脱炭素電源オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量」とあるが、虚偽等では無く変更として認められる登録項目及び提出書類における記載事項、変更理由等を提示願いたい。例えば、電源等情報登録時に提出する接続検討回答書であれば、結果公表までの間に回答受領から1年経過してしまい接続検討回答書の有効期限が切れ別の接続検討の回答を採用し連系申込を実施することや、連系契約後に内容を変更する場合もあるかと思料するがいかがか。	個別の事例を確認し、判断いたします。
31	第3章 権利 および義務	9	第11条市場退出について、「③電源の区分が安定電源の場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない場合、当該電源の契約容量の全量」とあるが、一般的な当該期限を明示願いたい。	給電申合書の締結期限は、当該申合書の締結を求める属地一般送配電事業者より提示されます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
32	第3章 権利 および義務	9	第11条 市場退場において、1項④で電源区分が安定電源のうち調整機能ありの場合でありますが、③でも安定電源の場合であり、④については③の項目についても該当するように読み取れるため、③については「安定電源の場合で（調整機能ありを除く）」と読み替えても問題ないでしょうか。	調整機能ありの電源に関しては、第11条1項③と④の両方が対象となります。
33	第3章 権利 および義務	9	安定電源でかつ調整機能「有」の場合は第11条の③、④とも要求されているように読み取れますが、蓄電池は余力買うように関する契約のみ締結も問題ないと考えてよろしいですか。	
34	第3章 権利 および義務	9	第11条 1 ④ 「属地一般送配電事業者と余力活用にかかる契約を締結しない」とされているが、募集要綱のP14に記載される求められる調整機能を満たせない場合については、本項における「契約を締結しない」に該当するのか。（市場退出になるのであれば、どのようなステップを踏んで市場退出となるのか。）	募集要綱で求められる調整機能を満たした上で、余力活用契約を締結して頂きます。（ご記載のケースは約款第11条の要件に該当しないため、市場退出は認められません）
35	第3章 権利 および義務	9	第11条④：余力活用契約を締結していないと市場退出とあるが、「余力活用契約」の概要も条件も本約款に記載がなく、余力活用契約の内容を明記願います。また、14Pageの19条①（2）にて余力電源を市場に入札することをリクワイアメントとして記載している条項と矛盾するがどちらが優先するのか？また、蓄電池の場合、SOCをふくめ、如何なるOperational Conditionsで余力活用をするのかも不明であり、安定電源として常時活用するのであれば、他市場取引のうち、卸売市場取引以外、すなわち需給調整市場での活用は極めて稀になることが懸念されます。 さらに、余力活用契約における蓄電池の運用にあたっては劣化率をふまえ事業者側の意向を最大限尊重願ったうえで、事業計画に影響あることから事前に開示願いたい。また、事業者側意向に反し、余力活用が実施された場合に生じる劣化は21条（1）の供給力の維持義務のペナルティー対象外であること確認願います。	余力活用契約の内容は、別途、属地一般送配電事業者との間で締結されるものであることから、本約款では記載いたしません。 発電余力の市場入札は、市場入札時点における余力を市場に入札することを求めており、余力活用契約は、ゲートクローズ時点の余力を一般送配電事業者が活用する契約ですので、両者は矛盾いたしません。 本制度のリクワイアメントを満たすことで生じる劣化については、ペナルティの対象外となる要因とはなりません。
36	第3章 権利 および義務	9	④余力活用に関する契約を締結する義務があるが、蓄電池の充放電が事業者の意図と異なる運用をされた場合のペナルティの取扱いについて記載いただきたい。例：余力活用契約に基づくGC後の充放電によって、別途落札しているブロック時間帯での供出ができなくなった場合等	蓄電池の事業者は、別途落札しているブロック時間帯での供出予定も踏まえて余力提供計画を作成することができるため、ご指摘のような事業者の意図と異なる運用をされることは通常想定されません。
37	第3章 権利 および義務	9	11条1項5号：工事費負担金以外にも、蓄電池代金やEPCコスト高騰による市場退出も経済的ペナルティ対象外として頂きたい	約款第29条のとおり、事後的な法令改正など、事業者に帰責性がない事象によりコストが著しく上振れした場合には、経済的ペナルティが課されることなく、市場退出できる場合がありますので、個別の事例を確認し、判断いたします。 ただし、単に想定以上に建設費等が増加したことをもって、不可抗力に該当し、市場退出の経済的ペナルティが免責されることはありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
38	第3章 権利 および義務	9	第11条第一項⑤について、属地一般送配電事業者による工事費負担金が高くなることで経済性が悪化する場合は記載されているが、属地一般送配電事業者による工事の工期が大幅に述べることで容量収入を得られる期間が短縮され、経済性が悪化した場合も市場退出可能な理由として認められるか？	個別の事例を確認し、判断いたします。
39	第3章 権利 および義務	9	第11条⑦：上記1の質問に関連し、余力活用契約において予め合意した蓄電池の運営条件と異なる条件となった場合、契約容量の一部の提供ができなくなることも含まれると理解してよいか	「更なる脱炭素化のための改修」には該当しないため、含まれません。
40	第3章 権利 および義務	9	第11条市場退出に関して、「⑧前各号にかかわらず、契約電源が電源等要件を満たさなくなった場合、当該電源の契約容量の全量」とあるが、当該「電源等要件」とは「募集要綱（案）第3章2.（5）参加登録した事業者が登録可能な電源等」の表に記載の電源等要件を指すとの理解で良いか。	ご指摘の箇所は、募集要綱の電源等要件のみならず、登録可能な電源の要件全体を意図しておりますので、「応札年度の脱炭素電源オークション募集要綱の参加登録した事業者が登録可能な電源等に記載の要件」に修正いたします。
41	第3章 権利 および義務	9	第11条1項8号に「電源等要件」と記載されているが、おそらく募集要綱p11の表を意味すると理解しているがその認識で良いか。その場合、電源等要件の定義を明記すべきと考えます。 （理由）電源等要件が本約款において定義されていないため。	
42	第3章 権利 および義務	9	第11条第1項番号に「容量提供事業者が左右することができない事由により、応札価格に織り込んでいる建設費よりも実際の工事費が高くなることで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合、当該電源の契約容量の全量」を追加すべきと考えます。 （理由）社会情勢による影響を受けて、原材料価格高騰による工事費の高騰は事業者の帰責事由がない不可抗力と考えるため。リチウムイオン電池は炭酸リチウムの価格で値段が大幅に変動し、ヘッジが難しい。設備費の上昇が裕度としてみとめられている1.1倍の範囲を大きく超えた場合、他市場収益が9割回収される本制度では取り返しが付かないため、運開前から20年間赤字の事業を決定されることになるため。	ご指摘の追加はいたしません。約款第29条のとおり、事後的な法令改正など、事業者に帰責性がない事象によりコストが著しく上振れした場合には、経済的ペナルティが課せられることなく、市場退出できる場合がありますので、個別の事例を確認し、判断いたします。
43	第3章 権利 および義務	9	第11条にて市場退出の記載がございますが、落札後は基本的に事業者都合の退出は不可orペナルティが必要であることを鑑みますと、建設に係るEPC契約金額および内容や期中のオペレーションに必要な契約の金額および内容については2024年1月の応札時期までに事業者側で精緻に固める必要がある制度との認識に相違ございませんでしょうか。釈迦に説法ですが、この種案件はプロジェクトファイナンスで資金調達するケースも多いものと思料しており、落札後に金融機関との遣り取りで変更が生じる可能性も考慮する必要があるものと考えており、また、供給力提供開始期限が各電源共に相応に確保されていることもあり、実際に変更余地が一切無いのか否かを確認したい趣旨でございます。	ご認識のとおりです。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
44	第3章 権利 および義務	9	第11条2. 契約電源の契約容量の一部市場退出について、契約期間中に一部市場退出が発生し、最低応札容量を下回った場合、当該電源は全量市場退出となるという認識でよい。また、もし全量退出となった場合、調達すべき脱炭素電源が一定量不足することとなるが、何らかの形で追加的に調達することは発生するのか確認したい。	本制度では最低応札容量はございませんので、募集要綱における応札容量の最小値の記載は削除いたします。 なお、制度適用期間中に契約電源の送電端設備容量が減少し、参加事業者が登録可能な電源等の要件を満たさなくなった場合、当該契約電源は全量市場退出となります。 この場合、メインオークションや追加オークションの調達量が増加することは想定されますが、退出した量の脱炭素電源のみを追加調達することは現時点で想定しておりません。
45	第3章 権利 および義務	9	蓄電池のメーカー保証の都合上、1日あたりの充放電回数(サイクル)に上限があるため、実質的に活用いただける余力が限定的となる可能性もあり得ること、ご承知おきいただきたい。(余力活用に関する契約を締結する意思はございます)	ご意見ありがとうございました。
46	第3章 権利 および義務	9	長期脱炭素電源オークションで落札したことを契機に、電源を建設し供給力は予定通り提供するものの、その後の事業環境の変化等により本オークションを利用せず市場退出し、現行の容量市場に参加することも想定されるが、第12条の各項ではこうした事象による市場退出が想定されていないため、約款に明記していただきたい。(供給力は提供しなかつ国民負担は減る方向のため、こうした市場退出が問題視される理由はないものと認識)	本制度は脱炭素電源による供給力を確保することが目的であることから、落札された電源については、原則、市場退出は認められません。 そのため、供給力を予定どおり提供できる場合には、本制度からの市場退出はできません。
47	第3章 権利 および義務	9	第11条関連：市場退出のルールに加えて、当該電源の供給力が増加した場合のルールを明示いただきたい。(例えば、10万kWで契約した電源が、20年間の供給力提供期間において、効率向上などにより1万kWの追加供給力の提供が可能となった場合、1万kW分は長期脱炭素電源オークションにおける契約量の外数として、容量市場のメインオークションに入札できるという理解で良いでしょうか。)	契約電源の送電端設備容量が、契約締結後に増加した場合、当該増加分はメインオークションに応札して頂いて構いません。
48	第3章 権利 および義務	10	第12条第一項に定める契約単価に係る物価調整の基準となる年は、解約合意書を締結した年の前年なのか、前条第一項に定める各号や不可抗力事由が発現した年の前年か、それ以外のいずれになるのか。	市場退出した年度の前年となります。
49	第3章 権利 および義務	10	第12条2項市場退出時のペナルティににおいて、不可抗力事由が定められておりますが、第11条1項5号の理由以外でも事業者に帰責性がない理由でコストが増加し事業継続が困難となる可能性はございます。第十一次中間とりまとめP.34「⑦事業者の帰責性がなく入札後にコストが増加した場合の対応」にも記載されておりますが、事業者に帰責性がない理由でのコスト増加による市場退出も不可抗力事由として取り扱いをお願いいたします。	個別の事例を確認し、判断いたします。
50	第3章 権利 および義務	10	もし、項番3のご意見を反映いただける場合、第12条第2項に項番3の条文を追加していただきたい。 (理由) 社会情勢による影響を受けて、原材料価格高騰による工事費の高騰は事業者の帰責自由がない不可抗力と考えるため。	単に想定以上に建設費等が増加したことをのみをもって、不可抗力に該当し、市場退出の経済的ペナルティが免責されることはありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
51	第3章 権利 および義務	10	第12条に関して、応札時に発電容量を一律で見込んでいたものの、実際は劣化が発生して、毎年一部市場退出する容量が発生するケースにおいて、毎年の経済的ペナルティは、劣化による容量減少分に対して発生するという理解でいいかご教示願いたい。そもそも劣化を精査できていない応札を拒否することを検討しているのかご教示願いたい。	蓄電池の劣化に伴い一部市場退出する場合、市場退出ペナルティは、退出する容量をベースに、第12条第1項のとおり計算されます。
52	第3章 権利 および義務	10	第12条（市場退出時の経済的ペナルティ）において、落札後に、いかなる事由において応札価格を維持できず、市場退出をする場合のペナルティは、“契約金額1年分の10%”という経済的ペナルティのみ発生するという理解でいいかご教示願いたい。	市場退出ペナルティは、ご理解のとおり、約款第12条第1項に記載のとおり、容量確保契約金額（各年）の10%となります。
53	第3章 権利 および義務	10	第12条2以外の不可抗力として、本オークション制度の見直し・変更による容量の提供不可能の場合も該当することを確認ねがいたい	個別の事例を確認し、判断いたします。
54	第3章 権利 および義務	10	意見：入札から制度適用まで期間があり、想定以上の物価変動が発生した場合はペナルティ無しで市場退出できることとしていただきたい 理由：特に蓄電池においてはここ数年間でリチウム価格の高騰や為替により大きく物価変動が発生しており、容量確保契約金額をコアCPIで仮に補正したとしても当初の事業計画を実現できなくなると想定されるため	約款第29条のとおり、事後的な法令改正など、事業者には帰責性がない事象によりコストが著しく上振れした場合には、事業者には帰責性がない事象の場合には、経済的ペナルティが課せられることなく、市場退出できる場合が有りますので、個別の事例を確認し、判断いたします。 ただし、単に想定以上に建設費等が増加したことのみをもって、不可抗力に該当し、市場退出の経済的ペナルティが免責されることはありません。
55	第3章 権利 および義務	10	市場退出ペナルティについて、退出した電源の容量×契約単価×10%とあるが、ここでの契約単価は市場退出をする制度適用年度1年分の契約単価と考えて良いか。	ご理解の通りです。
56	第3章 権利 および義務	10	水力発電における調整機能については、出力変動した場合の河川への影響もあり河川法に関する河川管理者・地元自治体との調整・協議に時間を要する場合があります。そのため、調整機能を機械的に具備した発電設備が運開しているにも関わらず、上述のような事情で制度適用開始時点で余力活用契約には至れていないような場合など、属地一般送配電事業者が合理的と認めた期間については市場退出のペナルティを免除することを検討すべきではないか。	個別の事例を確認し、判断いたします。
57	第3章 権利 および義務	10	第13条①「供給力提供開始時期の遵守」について、開始時期が1日でも遅れるとリクワイアメント未達成になるのか。それとも、年度が変わらない範囲ではリクワイアメント未達成にはならないのか。	年度内の変更は、ペナルティの対象とはなりません。
58	第3章 権利 および義務	10	第13条①「供給力提供開始時期の遵守」について、この期限を早期とすることで、入札上プラスの評価はなされるのか？ 特段評価がない場合、多くの事業者が「供給力提供開始時期」を「供給力提供開始期限」に設定するように思われる。	供給力提供開始時期の設定により、入札上の評価が変わることはありません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
59	第3章 権利 および義務	10	第13条制度適用期間前のリクワイアメントに関して、「①供給力提供開始時期の遵守」は「容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること」とあるが、当該供給力提供開始時期とは「電源等情報（基本情報）の制度適用開始年度」を指すのか、それとも「電源等情報（詳細情報）の供給力提供開始時期」を指すのか。いずれにせよ、年度内での運開時期変更であればリクワイアメントを満たしペナルティは発生しないとの理解で良いか。	「電源等情報（詳細情報）の供給力提供開始時期」を指します。 年度内での運開時期変更であれば、ペナルティは発生しません。
60	第3章 権利 および義務	10	「①供給力提供開始時期の遵守」のうち、「容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期」とは、前倒しは許容されるのか。第15条においても、「需要曲線へ影響を及ぼす」事象として、計画の繰り延べが指定されており、前倒しはペナルティー対象になっておらず、むしろ供給力確保に貢献する望ましい事例と考えられる。前倒しが可能である旨を明記して頂きたい。	供給力提供開始時期を前倒しすることは可能です。 ただし、供給力提供開始時期を前倒しすると、ご記載のとおり供給力確保に貢献はしますが、一方で容量市場のメインオークションとの関係上、余剰の供給力を確保している場合も考えられ、国民負担の最小化という観点においては、実情に合わせた供給力提供開始時期を設定してください。
61	第3章 権利 および義務	10	第13条 ② 揚水の供給力開始期限が記載ないのは明らかにおかしく、蓄電池同様の調整電源であるならば、同じ4年後の年度末とするべきではないか？	揚水式発電の供給力提供開始期限は、電源種別「水力」に含まれます。 第13条の「電源種ごとの供給力提供開始期限」の表に、「揚水式を含む」と追記いたします。
62	第3章 権利 および義務	10	第13条 制度適用開始前のリクワイアメントについて、②の電源種ごとの供給力提供開始期限に、「〇年後の日が属する年度の末日」と記載がありますが、こちらの起算日はいつになるのでしょうか。※に記載のとおり、「供給力提供開始期限は本契約締結日」でしょうか？例えば、蓄電池は4年後の年度末日となっておりますが、今年度オークションに落札した場合は、2027年度末日までに供給力提供開始をする必要があるということでしょうか。	供給力提供開始期限の起算日は、約定結果公表日（本契約締結日）となります。 約定結果公表日が、本契約締結日であることを、第4条に明記いたします。
63	第3章 権利 および義務	10	募集要綱案には初回オークションの応札期間が2024年1月30日（火）までとあり、「応札の受付期間終了から3か月後を目途に約定結果を公表」とされている。また、本約款案の第13条には、「供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする」とされている。 そのため、約定結果の公表・契約締結日が2024年1月30日から3ヶ月後である2024年度となることを前提に、LNGの場合は「供給力提供開始時期」を「供給力提供開始期限」である2030年度、「制度適用開始年度」を2031年度として電源等情報の登録を行ってもよいか。 上記の内容で登録した場合でも、約定結果の公表・契約締結日が2023年度中となれば、リクワイアメントである「供給力提供開始期限」も2029年度となる理解でよいか。	供給力提供開始時期は、電源毎に設定された供給力提供開始期限によらず、各工事計画に基づき、適正な時期に設定されるものと考えます。 なお、約定結果公表日の影響により供給力提供開始期限が変動した場合、電源等情報の変更は可能です。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
64	第3章 権利 および義務	10	募集要項に「応札の受付期間」終了から3か月後を目途に約定結果を公表するとあり、落札後に容量確保契約を締結するとある。そのうえで、供給慮提供開始期限は、容量確保契約締結後を起算点として期限が定められている。仮に予定通り、2024年4月30日に入札結果が公表され、2024年度内に容量確保契約を締結した場合、蓄電池事業の供給力提供開始期限は2028年度末までとなる理解でよいか。	ご認識の通りです。
65	第3章 権利 および義務	10	第13条制度適用期間前のリクワイアメントに関して、メインオークションの発動電源に求められる実効性テスト等は求められないとの理解で良いか。	本オークションにおいて募集する電源種別は、安定電源と変動電源（単独）のみであり、発動指令電源は募集していないため、実効性テストも実施いたしません。
66	第3章 権利 および義務	10	新設電源で応札した場合、落札後、供給力の提供まで設備の調達や建設を行っていくこととなりますが、経済状況や市場の動向などの不確定要素があります。例えば落札後、候補としていたメーカーとの契約協議の難航、あるいは資材価格の高騰などによりメーカー変更を検討せざるを得なくなった場合には、メーカーや機材調達先の変更は認められるのでしょうか？また、メーカー変更により、建設コストに増減があった場合の応札価格に変更がありうるのかについても確認させていただきたい。	メーカーや調達先の変更に、特段の制約はありません。 ただし、メーカーや調達先の変更に伴い、費用等が増減しても、契約単価は変更されません。
67	第3章 権利 および義務	10	電源種ごとの供給力提供開始期限について、「※：供給力提供開始期限は、本契約締結日を起算日とする。」とありますが、締結日は具体的にどの日にちを指すのか。4ページの「第4条 契約期間」においては「本契約の契約期間は、長期脱炭素電源オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、制度適用期間※1の末日までとします」とありますが、約定結果の公表日イコール契約締結日となるのでしょうか。	契約締結日は、約定結果の公表日になります。 約定結果公表日が、本契約締結日であることを、第4条に明記いたします。
68	第3章 権利 および義務	10	第13条「制度適用期間前のリクワイアメント①供給力提供開始時期の遵守」に「容量提供事業者自身が応札時に指定した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること」とあり、第14条「制度適用期間前のアセスメント1.①供給力提供開始時期の遵守」に「供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークションおよび追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。」とありますが、供給力開始時期の変更が、年度を跨ぐものではない場合には、このリクワイアメントを満たすものとして考えてよろしいでしょうか。もしそうであれば、明確化のため追記いただきたい。	当該リクワイアメントは「供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること」を求めていますので、年度内での変更はペナルティの対象とはなりません。
69	第3章 権利 および義務	11	14条2項：アセスメント（法アセス、条例アセスとも）により事業不可もしくはコスト高騰で事実上不可となった場合、11条1項5号の市場退出の経済的ペナルティ対象外として頂きたい	個別の事例を確認し、判断いたします。
70	第3章 権利 および義務	11	実際の供給力提供開始時期が予定よりも前倒しとなった場合は、供給力提供開始年度の翌年度から制度適用期間が開始すると理解して良いか。	ご認識の通りです。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
71	第3章 権利 および義務	11	第15条第1項で、「当該変更がメインオークションの供給曲線に影響を及ぼした場合」とあるが、「当該変更の届出がメインオークションの供給曲線の公表後になされた場合」という意味で理解すればよいか。同様に、「当該変更が追加オークションの供給曲線に影響を及ぼした場合」についても、「当該変更の届出が追加オークションの供給曲線の公表後になされた場合」という意味で理解すればよいか。	第15条第1項①の「供給曲線に影響を及ぼした場合」の解釈は、(1)および(2)の※1に記載の通りです。今後公表予定の説明会資料に解説を記載する予定ですので、ご参照ください。
72	第3章 権利 および義務	11	第15条 1 ① 「対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定」とされているが、ペナルティ期間が1年1か月などの場合、2年分のペナルティが発生するという理解でよいか。（月割り等の考え方はあるのか）	供給力提供開始時期（予定年度）を変更したことで、複数年度のメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼした場合、それに応じてペナルティが科せられることとなります。月割りの考え方はありません。
73	第3章 権利 および義務	11	第15条第1項：供給力提供開始時期は、本約款第19条に定めるリクワイアメント（1）供給力の維持「契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態」を満足できる開始時期であり、新設電源であれば、試運転においてアセスメント対象容量以上の負荷に到達し、当該容量を供給可能な状態となって以降という理解で良いでしょうか。	「供給力提供開始時期」は、用語の定義に記載のように、容量提供事業者が応札時に指定した契約電源の供給力提供開始年度（供給力提供開始日が属する年度）を指します。 また、「供給力提供開始日」とは、用語の定義に記載のように、「契約電源が、本オークションの応札価格に算入した初期投資の工事が完了した後に、供給力の提供を開始する日」を指しますが、この「供給力の提供を開始する日」は、契約電源によってアセスメント対象容量以上の供給力を安定的に提供できる状態となる日を指しますので、試運転開始日や、営業運転開始日や、試運転期間中のある時点（一定の負荷試験終了後など）」など、事業者によって判断頂き、広域機関に通知することとしてください。
74	第3章 権利 および義務	11	供給力開始時期と供給力提供開始期限（15条） ・ 仮にアセスメント等が前倒しされ、または開発がスムーズに進む場合において、供給力開始時期を前倒すことができた場合には、制度適用開始年度を前倒しすることを可能として頂けると幸いです。 ・ そもそも、『供給曲線』への影響をどのように判断するのか、明記頂けると幸いです。	供給力提供開始日が前倒しとなった場合は、制度適用開始年度も前倒しされます。 「供給曲線に影響を及ぼした場合」の解釈は、第15条第1項①(1)および(2)の※1に記載の通りです。今後公表予定の説明会資料に解説を記載する予定ですので、ご参照ください。
75	第3章 権利 および義務	11	第15条1項の※1に「変更前の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度のメインオークションの開催年度の開始日」と記載されておりますが、この「開始日」について具体例を明示していただけないでしょうか。 （例：メインオークション開催年度の4月1日、メインオークション開催年度の事業者登録開始日、等）	メインオークション開催年度の「4月1日」に修正いたします。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
76	第3章 権利 および義務	11	第15条制度適用期間前のペナルティに関して、「①供給力提供開始時期の遵守」における「供給力提供開始時期を変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度のメインオークションの開催年度の開始日以降である場合」、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティは当該年度の4月1日から適用となるのか。もしくは供給力提供開始日以降等となるのか。	変更後の実需給年度のメインオークションで落札されたものとみなされるので、その前提で実需給期間前のリクワイアメント等が適用されることとなります。
77	第3章 権利 および義務	11	第15条の制度適用期間前のペナルティ1. ①(1)及び(2)にて、供給力提供開始時期が遅れる場合についてのペナルティが規定されているが、提供開始時期が早まる場合のペナルティについては規定されていない。早まる場合にペナルティが発生しないのであれば明記すべき。 【理由】昨今メーカーの製作期間が予定より長引く傾向があるため、応札者としては、供給量提供開始期限は長めに見込むことが想定される。その中で、想定よりも早く納品され工事が完了すれば、供給力提供時期よりも早めに供給力を提供できることになるがペナルティがある可能性があるとして供給力提供時期まで運転を控える可能性が想定され、本制度の趣旨に反すると考えられるため。	供給力提供開始時期が早まる場合にはペナルティは発生しません。他の条項と平仄を取り、発生しないペナルティに関しては記載しておりません。
78	第3章 権利 および義務	11	第15条第1項第2号について、仮に制度適用期間を20年として、供給力提供開始期限を3年超過した場合、以下の①~③の解釈となるとの認識で良いか。 ①制度適用期間のうち第6条に基づく容量確保金額が得られる期間は17年(=20年-3年)となる。 ②①の期間終了後の残りの3年間については、その年のメインオークションの立地エリアの約定価格により算出された容量確保金が適用される。一方で収益の還付は免除される(他市場収益の全額が契約者に帰属する)。 ③供給力開始期限を超過した場合も、制度適用期間(20年間=①の17年+②の3年)にわたり長期脱炭素電源オークションに基づくリクワイアメントの達成が求められる。	ご認識の通りです。
79	第3章 権利 および義務	11	第15条「制度適用期間前のペナルティ1.(2) 当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合」について、追加オークションが実施されなかった場合にはこちらのペナルティは適用されるのかどうか、取り扱いについて明確化いただきたい。	追加オークションが実施されなかった場合でも、当該ペナルティは適用されます。
80	第3章 権利 および義務	12	15条1項2号：供給力提供開始期限超過に関する※1につき、1年未満の端数は1年として繰り上げ、とあるが、実月数で計算をお願いしたい	年間を通じて供給力の提供を求めることから、制度適用期間は年度単位で設定していることや、制度の簡素化の観点、供給力提供開始期限を「X年後の日」ではなく「X年後の日が属する年度の末日(3月31日)」と後ろ倒しにして設定している点も踏まえ、1年未満の端数は1年として繰り上げて計算することとしています。
81	第3章 権利 および義務	12	第15条第1項②について、供給力提供開始期限を1か月超過した場合でも1年未満の端数は繰り上げとして容量収入が得られる期間が1年短縮するのは不合理ではないか。月ごとの柔軟な対応をご検討頂きたい。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
82	第3章 権利 および義務	12	第15条②供給力提供開始期限の遵守において、2027年度が供給力提供開始期限の場合2027年3月末日までに運転開始する必要があるが、機器メカ材料調達が昨今の材料調達遅れで、供給力開始が遅れた場合、「容量収入として得られる期間を短縮します。」とあるので、2年完成が遅延した場合は、本制度の20年が18年になり、電源等情報で記載した制度適用期間は変更しないとの考えでしょうか。	電源等情報で登録した制度適用期間を変更する必要はありません。
83	第3章 権利 および義務	12	第15条「制度適用期間前のペナルティ1.②供給力提供開始期限の遵守」における「電源種ごとに・・・（中略）・・・容量収入として得られる期間を短縮します。『当該期間』終了後の制度適用期間において・・・」と、「また、『当該期間』については他市場収益の還付の対象外とします」の二つの『当該期間』という語句について、それぞれ別の期間を指しているようにも読み、同じ期間を指しているようにも読むことができるため、明確化いただきたい。この『当該期間』が「電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した期間」のことを指しているのであれば、そのように記載いただきたい。あるいは、後者の『当該期間』が「当該期間終了後の制度適用期間」のことを指しているのであれば、そのように記載いただきたい。	ご指摘を踏まえ、 「当該期間終了後の制度適用期間において交付する容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。また、当該期間については他市場収益の還付の対象外とします。」 は 「第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間終了後の制度適用期間は、容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、他市場収益の還付の対象外とします。」 と修正します。
84	第3章 権利 および義務	12	第15条「制度適用期間前のペナルティ1.②供給力提供開始期限の遵守」を遵守できない場合、「容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定単価とします」とのことですが、長期脱炭素電源オークションにおいて落札した金額は無効となり、毎年の容量市場メインオークションの結果に差し替えられるという意味でしょうか。この場合、長期的な容量収入の見通しが困難となり、事業継続を断念せざるを得ない場合もあるものと考えますが、事業を断念した場合の市場退出のペナルティについてはどのような取り扱いとなるでしょうか。	供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間分、第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮するとともに、その後の期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とします。 なお、左記理由により市場退出する場合には、約款第12条の経済的ペナルティが課せられます。
85	第3章 権利 および義務	12	第15条 制度適用期間前のペナルティについて、「影響を及ぼした対象実需給年度が複数（年度）ある場合、当該複数年度分のペナルティを科す」ということでしょうか。	ご理解の通りです。
86	第3章 権利 および義務	12	第16条①(2)において、対象実需給年度前のリクワイアメントとして、「安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること」と記載されているが、余力活用を想定した場合に、蓄電池の劣化が大幅に進む可能性があると考えている。一方で、上限価格は、資源エネルギー庁が実施した令和4年度の予算事業にて採択された1万kW以上の蓄電池の新設案件の申請情報を元に算定されているため、運用期間中における蓄電池の更改費用は加味されていないと想定している。制度適用期間満了まで運用を継続することを理由に、余力の供出が困難なコマについては、余力提供計画を0kWにて提出することは問題ないか。	余力活用契約の詳細は、一般送配電事業者と協議してください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
87	第3章 権利および義務	12	第16条等にて、対象実需給年度の2年度前に、容量停止計画の調整が義務付けられているが、ここで記載されている対象実需給年度は応札時に示す供給力提供開始時期以降のことという認識でよいか。項番1に記載の状況で、供給力提供時期が早められる場合は、2年前だと予定ができないことが想定される。	対象実需給年度は、約款末尾の用語の定義にも記載しておりますが、供給力提供開始時期の翌年度以降の制度適用期間における各年度のことを指します。 供給力提供開始時期が早められる場合でも、対象実需給年度の2年度前に容量停止計画の調整が必要となりますが、既にその調整が済んでいる場合には、当該調整は不要となります。
88	第3章 権利および義務	12	第16条対象実需給年度前のリクワイアメントとして余力活用に関する契約の締結が求められているが、例えば蓄電池の場合、余力活用における運用方法による蓄電池性能劣化への影響が大きく、当該運用方法が事前に開示されない場合には期待容量等の検討が困難であると思料する。余力活用の運用に関しては第79回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会等にて、「SoC運用基準」や「サイクル数の制限」等に関する議論が始められているが、期待容量登録までに事業者検討が十分行う期間尤度を持って、当該条件等の事前開示をお願いしたい。	余力活用契約の詳細は、以下のホームページをご覧ください。 余力活用に関する契約の概要と申込 https://www.tdgc.jp/yoryoku/outline/
89	第3章 権利および義務	13	第17条第2項②について、5営業日を15営業日等に延長してほしい	メインオークションとの平仄を合わせ、5営業日以内としております。
90	第3章 権利および義務	13	第17条対象実需給年度前のアセスメントに関して、「余力活用に関する契約を締結しているかを確認します」とあるが、具体的な確認方法やスケジュール（提出書類や提出期限）を明示願いたい。	別途公表予定のリクワイアメントに関する業務マニュアルにてお知らせする予定です。
91	第3章 権利および義務	13	初回のアセスメントでは実態としても不合格であったが、アセスメント不合格通知を受けて事業者が改善を行い、再度のアセスメントで結果が合格となった場合、リクワイアメントペナルティは発生するのか。あるいは、最終的にアセスメントで合格すれば、リクワイアメントペナルティは発生しないのか。（例：余力活用契約締結等）	アセスメント不合格の通知を受けて改善が行われ、アセスメント合格となった場合には、ペナルティは発生いたしません。
92	第3章 権利および義務	15	18条 対象実需給年度前のペナルティ(2) 契約の締結において、契約を締結できない場合はペナルティを課す旨の記載があるが、属地一般送配電事業者と契約内容が折り合わない場合、容量提供事業者がペナルティの対象となるのか確認したい	指定された期限までに属地一般送配電事業者と余力活用契約を締結しない場合、容量提供事業者がペナルティの対象となります。
93	第3章 権利および義務	14	「1.5倍のペナルティを科す場合」の基準はあるのか？	約款に記載のあるとおり、「容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合」が基準となります。
94	第3章 権利および義務	14	蓄電池を想定した質問になります。第19条にて対象実需給年度のリクワイアメントの記載があり、安定電源は(2)として発電余力の卸電力取引所等への入札が規定されているかと思ひます。容量停止計画を提出する場合はその限りでは無いかと存じますが、停止計画の上限が8,640コマ（180日）とされているところ、No1とも関連しますが制度上赤字解消が想定されておりますので、赤字が発生することが分かっている場合でも(2)対応をし続ける必要がございますでしょうか。No1のご回答次第では、プロジェクトファイナンスにおける期中の元金返済に与える影響が大きくなる可能性があるものと思料しお伺いしております。	揚水・蓄電池は、応札時に事業者が任意で設定した運転継続時間（3時間以上）の間、卸電力取引所等への入札等の供給力の提供が求められます。（作業や設備トラブル等により容量停止計画が提出されているコマは除く） 赤字が発生しないように入札価格を工夫する等の取り組みを行ってください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
95	第3章 権利および義務	14	第19条対象実需給年度のリクワイアメントでは、安定電源のうち火力と揚水・蓄電池が区別されずに記載されておりますが、実際には揚水・蓄電池は火力の運用とは異なり、発動継続時間（容量）が限られております。揚水・蓄電池における発動継続時間（容量）は、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティにおいて、どのように考慮されるのでしょうか。	揚水・蓄電池は、応札時に事業者が任意で設定した運転継続時間（3時間以上）の間、供給力の提供が求められます。
96	第7章 契約条件	14	第19条 ①（1） 容量停止計画を提出するケースについて明示いただきたい。 蓄電池の場合、充放電を行わない時間帯も相応にあるが、それが容量停止に該当せず、計画停止が不要、かつリクワイアメントエラーに該当しないという認識でよいか。	ご理解の通りです。 なお、容量停止計画とは、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画のことです。（電源の維持・運営に必要な作業等を理由として電源の出力が停止又は抑制される場合に認められるものであり、無条件に180日の容量停止が認められているわけではありません） また、設備トラブルによる停止は容量停止計画の提出対象であり、年間停止コマ相当数に応じて経済的ペナルティを科します。
97	第3章 権利および義務	14	蓄電池に関して、放電完了後から充電完了後までのコマは、容量停止コマ等には該当せず、いずれのペナルティにも該当しないとの理解で良いか。	容量停止計画と計画停止の詳細については、約款第9条に規定されていますので、ご確認ください。
98	第3章 権利および義務	14	第19条①（1）8640コマ（180日相当）の契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力の容認にかんしては、蓄電池の劣化率（経年劣化のみならず、オペレーションによるサイクル劣化）も含まれると理解してよいか？もし、容量確保契約期間中の出力低下が認められない場合、蓄電池の代替費用は資本費として追加することが認められると理解するが、確認願います。	蓄電池の劣化率は、8,640コマには含まれません。 また、契約容量を維持するための投資については、費用の性質として建設費と同様であることから、建設費に含めることとしてください。
99	第3章 権利および義務	14	【該当箇所】 第19条 対象実需給年度のリクワイアメント ①電源等の区分が安定電源の場合 （1）供給力の維持 【意見】 容量確保契約約款上、年間停止コマ相当数の定義として平時の蓄電池における放電していない時間帯（計画停止、計画外停止を除く）がアセスメント対象にならなことを明示していただきたい。 【理由】 蓄電量の制約がある蓄電池にとって重要なポイントであるため。	容量停止計画は、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる場合に提出して頂きます。 計画停止、計画外停止を除く放電していない時間帯は、これには当てはまりません。
100	第3章 権利および義務	14	「(1)供給力の維持」において、「容量停止計画を提出する場合は、8,640コマを上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認める」とある。ここで、系統接続がノンファーム接続の場合であって、実需給断面においてネットワークから出力抑制指示が頻発した場合は、アセスメント対象容量以下の出力が認められる8,640コマの一部としてのカウントから除外されることを明記して頂きたい。	ノンファームによる抑制は、容量停止計画の提出対象外であり、8,640コマにはカウントされません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
101	第3章 権利 および義務	14	供給力の維持に関するリクワイアメントについて、8640コマを上限に契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めると記載されています。例えば蓄電池案件において、容量停止計画以外のコマにおいて、常に供給力を提供できる状態を維持するためには、常に蓄電池をフルに充電した状態にしなければなりません。不経済な充電を強いられる可能性があるだけでなく、蓄電池の保証条件も遵守できないことになり、対応が困難です。8640コマで常に充電と放電を繰り返すことは出来ない為、このリクワイアメントについて蓄電池に対する適用がなされるのか見解をお示してください。	容量停止計画は、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる場合に提出して頂きます。 蓄電池は、応札時に事業者が任意で設定した運転継続時間（3時間以上）の間、供給力の提供が求められますので、常に蓄電池をフル充電した状態しておかなくてはならないわけではございません。 詳細は、今後公表予定の説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。
102	第3章 権利 および義務	14	意見：系統用蓄電所を想定した場合の供給力の維持について要件を明確化していただきたい 理由：募集要項の内容だと不明瞭であり事業計画の作成が困難であると思われるため。 例えば以下の内容について不明瞭と思われる ・系統用蓄電所は充電している時間は放電できないが、充電している時間においても充放電可能な状態であれば供給力を維持していると見做されるか否か ・蓄電池はメーカーごとに充放電サイクル回数制限があるが、年間何回サイクルできるように設計していなければならないのか。サイクルできない日数については容量停止計画を提出すべきなのか ・余力活用について、GC後の上げ下げ余力を調整力として提供する場合に、メーカー各社の充放電回数制限は加味される事でしょうか	1点目はご理解のとおりです。 2点目は、1日1回以上、アセスメント対象容量以上の供給力を、応札時に事業者が任意で設定した運転継続時間（3時間以上）の間、提供できる能力を有することと、募集要綱にて明確化させていただきます。なお、容量停止計画は当該電源の維持・運用のために必要な作業を行う時に提出するものであるため、「サイクルできない日」は、作業の場合を除き、容量停止計画の提出対象とはなりません。 3点目は、充放電回数制限を考慮して、余力計画を提出ください。
103	第7章 契約 条件	14	(2)発電余力の卸電力取引所等への応札、および(3)電気の供給指示の対応について、蓄電池において「発電余力」とは何を指すのか。蓄電池には放電可能時間（SoC）の制約やサイクル数（SoH）による蓄電池劣化の加速等他の発電設備にはない蓄電池特有の制約があり、火力電源と同様に自社活用以外の時間帯の全てを余力活用を行うのは困難と認識。蓄電池を運用する上での「発電余力」とはどういうものか、基準や指針のようなものを示していただきたい。 なお、余力登録方法についてはGCまでに発電上限と発電下限、もしくは、余力活用計画のいずれを登録する形になるのか。	(2) 発電余力の卸電力取引所等への応札における「余力」とは、「小売電気事業者等が活用しない余力」を指します。 (3) 電気の供給指示の対応における「発電余力」とは、ゲートクローズ以降の余力を指します。 蓄電池における発電余力の基準や指針、余力登録方法については、別途公表予定の説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。
104	第3章 権利 および義務	14	第19条 対象実需給年度のリクワイアメントについて、①安定電源(2)に、「…余力を卸電力取引所等に入札すること」と記載がありますが、蓄電池における余力の考え方をご教示願います。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
105	第3章 権利 および義務	15	<p>第19条①(2)ローマ数字に「容量提供事業者が応札時に設定した発電可能時間及びアセスメント対象容量分のうち、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札していない場合」を追加すべきと考えます。</p> <p>(理由) 蓄電池は放電可能時間が限られており、その時間以外は燃料制約のある時間と同じく停止計画を提出していなくても性能的に入札はできない。放電時間が短いことは調整係数で対応されているので、放電可能時間以上の市場投入は不要な旨を明記すべきと考えるため。</p>	
106	第3章 権利 および義務	15	<p>蓄電池案件における「発電余力の卸電力取引所等への入札」のリクワイアメントについてお伺いします。蓄電池はメーカーとの保証条件に基づき、1日に稼働可能なサイクル数に制限があるサイクルがあり、例えば1日1サイクルしか許容されないシステムである場合、発電余力を常に市場入札することを求められたとしても対応不能です。また、すでに放電済みであるため放電可能な電力量を有していない時間帯もあり、その場合再度卸電力市場等から充電しなければならず、不経済な運転を強いられる可能性もあります。蓄電池において、保証条件等により運転の制約がある場合、あるいは運転パターン上、市場への入札が困難である場合には、このリクワイアメントから除外されるものと考えてよいでしょうか。</p>	
107	第3章 権利 および義務	15	<p>第19条①(3)ローマ数字に「容量提供事業者が応札時に設定した発電可能時間及びアセスメント対象容量分のうち、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札していない場合」を追加すべきと考えます。</p> <p>(理由) 蓄電池は放電可能時間が限られており、その時間以外は燃料制約のある時間と同じく停止計画を提出していなくても性能的に入札はできない。放電時間が短いことは調整係数で対応されているので、放電可能時間以上の市場投入は不要な旨を明記すべきと考えるため。</p>	
108	第7章 契約 条件	14	<p>第19条 ① (2)</p> <p>発電余力を卸電力市場等へ入札することが免除される条件のうち、「ii.燃料制約等の制約がある場合」については、蓄電池のSOC管理や充放電サイクル数管理の制約も含まれると考えてよいか。例えば、蓄電池を「市場価格が安い時間帯で3時間充電し、市場価格が高い時間帯で3時間放電する」という方針で運用する場合、市場価格が高くない時間帯はSOC管理の制約のため売り入札をしないことになるが、問題ないと解釈してよいか。なお、充放電サイクル数の年間上限が365回と仮定して概算すると、卸電力市場へ売り入札できるコマ数は年間6コマ×365 = 2190コマが上限であり、売り入札をしないコマ数は48コマ×365 - 2190 = 15330コマとなる。</p>	<p>蓄電池のSOC管理や充放電サイクル数管理の制約については発電余力を卸電力市場等へ入札することが免除される「ii.燃料制約等の制約がある場合」の条件に含まれませんが、充電されていない・同日のその後のコマで発電予定がある等で発電（放電）余力がない場合の市場応札は不要です。</p> <p>ただし、必要により余力提供できない理由を確認する場合があります。</p> <p>詳細は、今後公表予定の説明会資料や業務マニュアルをご参照ください。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
109	第3章 権利 および義務	14	第19条 対象実需給年度のリクワイアメントについて、①安定電源(2)に、「…余力を卸電力取引所等に入札すること」と記載がありますが、入札のタイミングはどのようなものでしょうか？毎日の入札、入札が必要な時間帯の指定（運用における決まり）等はあるのでしょうか。また、発電可能時間3時間の蓄電池の場合、放電を行う3時間以外の時間帯(コマ)は、余力上でどのような扱いとなるのでしょうか。	
110	第3章 権利 および義務	15	19条 対象実需給年度のリクワイアメントの(2)の発電余力の卸電力取引所の等への入札についてはリクワイアメントから対象外として頂きたい。	当該リクワイアメントに記載のように、余力は市場等に応札して頂きます。
111	第3章 権利 および義務	15	「ii. 燃料制約等の制約がある場合は、発電余力の卸電力取引所等への入札量の減少が許容される」、とある。ここで、水素等の燃料の供給量に制約があり、容量停止計画以外の停止が発生する場合は、ペナルティー対象から除外されることを明記して頂きたい。	個別の事例を確認し、判断いたします。
112	第3章 権利 および義務	14	第19条対象実需給年度のリクワイアメントに関して、第79回 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会にて蓄電池においては「事業者がサイクルの消費を防ぐ観点から通常の運用を超えた部分を余力として提供することが難しい場合は、余力提供計画に余力を登録しないことが可能。ただし、余力提供できない理由を説明する必要があることに留意する必要がある。」との記載があるが、当該事由に合致する場合はペナルティーの対象外との理解で良いか。また、「余力提供できない理由」として具体的に想定される事由と併せて、「説明する」方法として何らかの根拠や資料等を一般送配電事業者に提出する必要があるのかご教示願いたい。	ご理解のとおりです。 余力活用契約については、一般送配電事業者と協議をお願いいたします。
113	第3章 権利 および義務	15	第19条(2)(3)蓄電池の場合、中長期的に安定した容量を維持するためには、激しく電力の充放電を行わず、電池のSOC(State of Charge)は50%程度で運用する方が望ましい。仮にSOCが10%程度の低SOCの状態でも電気の供給を強制させられると、かえって中長期的な安定電源の確保という目的本オークションの目的を阻害することになるので、SOCの下限値を設定することや、蓄電池容量を保護するための運用も明示的にやむをえない理由として設定するべきである。	あくまで応札容量分の供給力については、供給力として貢献することが求められますので、余力の範囲で、卸電力取引所等への入札や、供給指示への対応が求められます。 SOCが10%の場合にそれ以上の放電を回避する必要がある(余力計画に余力として計上しない)のであれば、SOCが10%以下にならずとも、運転継続時間(3時間以上)を満たすような蓄電池で参加していただく必要があります。
114	第3章 権利 および義務	15	第19条(2)(3)「燃料制約等の制約」とあるが、蓄電池の劣化で出力や容量が低下する場合も含まれるか？	蓄電池の劣化は「燃料制約等の制約」には含まれません。
115	第3章 権利 および義務	15	第19条1項1号(3)電気の供給指示変対応について、一般送配電事業者の出力指令値の送信により発電した電力については、発電分の電力料金は清算されますでしょうか。	一般送配電事業者との間で精算されます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
116	第3章 権利 および義務	16	第19条1項1号(3)電気の供給指示への対応では、低予備率アセスメント対象コマにおいてゲートクローズ後の発電余力を一般送配電事業者に直接制御されると理解しておりますが、その間の第19条1項1号(2)発電余力の卸電力取引所等への入札のリクワイアメントの取り扱い、どのようになりますでしょうか。第19条1項1号(2)発電余力の卸電力取引所等への入札のリクワイアメントでも、低予備率アセスメント対象コマにおける市場応札が求められており、同じコマに別々のリクワイアメントが求められているのではないかと考えております。	ゲートクローズ以降、卸電力取引所等への入札を行うことはできません。 卸電力取引所等への入札はゲートクローズより前に実施してください。 「電気の供給指示」では、ゲートクローズ以降の余力に対して実施されるものであり、この時に供出した供給力は、市場応札されません。 なお、属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合は、余力活用契約に基づき制御されますので、第19条①(3)に基づき電気の供給指示が発出されることはありません。
117	第3章 権利 および義務	15	ゲートクローズ後の発電余力を「一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合」は供給指示への対応は不要とする場合、出力制御を可能にするCDT受信装置（下り）の機器は「系統接続費用」として一般送配電事業者さんの工事負担金に組み込むとの考えでよろしいですか。	基本的には、ご理解のとおり、当該装置は発電事業者から一般送配電事業者が工事費負担金を受領のうえ、一般送配電事業者が設置・所有することとなります。
118	第3章 権利 および義務	15	19条. 対象年度のリクワイヤメント(3)： ・本オークションで使用する電力以外の電力を電力会社からの電気供給指示で出力する必要がある、という意味でしょうか？ ・年に何度位、電力からの電気供給指示があるもののでしょうか？ ・低予備率アセスメント対象コマに該当とは、具体的にどのような電力を示しているのか？ ・また、その場合の出力電力の料金はオークションで落札した金額が適用されるのか。蓄電所において予定外の充放電により、蓄電池の寿命が縮まる可能性がある。その場合、どのような補償がされるのか。	本オークションにおけるリクワイアメントのうち、メインオークションにおけるリクワイアメントと同じ項目に関しては、同様のものが適用されます。 詳細は、今後公表予定の詳細説明会資料や業務マニュアルに記載してまいります。既に公表済みのメインオークションの資料や業務マニュアルもご参照ください。 なお、リクワイアメントに対応したことで発生する蓄電池の劣化に対する補償はありませんが、蓄電池の交換費用は建設費に計上可能です。
119	第7章 契約 条件	15	第19条 ① (3) 低予備率アセスメント対象コマにおいて電気の供給指示に応じることについては、蓄電池のSOC管理や充放電サイクル数管理等の制約は免除理由にならない、という解釈で良いか。つまり、需給ひっ迫が予測される状況においては、事前に蓄電池を充電して供給指示に応じられる状態にしておくべし、という解釈で良いか。	ゲートクローズ以降に発電余力がある場合に、供給力を提供して頂きます。 なお蓄電池は、専用線により属地一般送配電事業者から余力活用契約に基づき直接制御される場合には、第19条①(3)に基づき電気の供給指示が発出されることはありません。
120	第3章 権利 および義務	15	電気の供給指示への対応義務の例外のうち、「その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合」については、事後の確認となる理解でよいか。あるいは、予め、やむを得ない理由により義務を果たせない可能性について機関に通知・確認しておく必要があるか。	事後で確認を行います。
121	第3章 権利 および義務	15	「脱炭素燃料の混焼率の達成」として、バイオマス新設の場合は専焼とされるが、この場合でも、7割の混焼率（熱量ベース）が年間最低混焼率となる。水素専焼の場合も、7割の混焼率が年間最低混焼率となる旨を明記して頂きたい。	バイオマスの新設・リプレースの場合は、年間最低混焼率のリクワイアメントは適用されず、バイオマス燃料で専焼することが求められます。 水素専焼の場合は、7割の年間最低混焼率のリクワイアメントが適用されますが、現行の規定で明らかであると考えております。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
122	第3章 権利 および義務	14	第19条対象実需給年度のリクワイアメントに関して、各リクワイアメントにおいて、出力抑制（需給及び系統混雑事由）コマはリクワイアメント対象外との理解で良いか。また、リクワイアメントの対象コマにおいても、当該コマ前のコマにおいて需給や系統混雑事由による蓄電池の充電制約が発生し供給力の提供が出来なくなった場合についても、ペナルティの対象外との理解で良いか。	出力抑制のコマも基本的にはリクワイアメント・ペナルティの対象となりますが、第29条の規定により経済的ペナルティが適用されない場合があります。
123	第3章 権利 および義務	15	第19条（対象実需給年度のリクワイアメント）に関して、蓄電池については運用方法が電池の劣化に影響を及ぼすため、余力があったとしても、追加の稼働がある場合、事業計画よりも早く劣化が発生する可能性があり、事業性にも影響が出てしまうことが想定されるが、この場合の補填についてご教示願いたい。	制度適用期間において、応札容量の容量を提供できるように、必要に応じて途中で蓄電池を交換する（そのための費用を応札価格に算入する）等の対応をお願いいたします。
124	第2章 容量 確保契約金額	15	第19条②(2)の年間設備利用率は、「令和5年度以降の調達価格等に関する意見」を参照されており、例えば陸上風力の年間設備利用率28.0%は2024年度の想定値を採用していますが、発電機器は経年により発電能力が落ちることを考慮し、20年間の運転で基本的にはペナルティが発生しない数字を設定とすべきと考えます。 理由は、20年という長期に渡り設備を健全な状態に保つため、運転期間後半になると停止せざるを得ない状況が増えることが想定されますが、ペナルティを避けるためメンテナンスが不十分なまま運転を継続し、大事故が発生する恐れがあるためです。	変動電源は、日射量・風量・水量等の立地条件が悪い案件を排除するため、最低限満たすべき年間設備利用率の達成をリクワイアメントとして求めることとしております。
125	第3章 権利 および義務	15	年間最低混焼率について「当該脱炭素燃料による7割の混焼率（熱量ベース）」とあるが、7割とは計画上の混焼率に対する比率であり、投入熱量の7割の脱炭素化を必須とする趣旨ではないとの理解で相違ないか。そうであれば、それが明確となる様に記載を見直していただきたい。	いただいたご意見の趣旨は、「新設のLNG火力（水素10%混焼）の場合、全体のkWに対しての7割を脱炭素燃料での発電を求めると読み取れるので、10%のkW部分の7割を脱炭素燃料での発電を求めることが分かるように修正すべき」との趣旨と理解しました。 これを踏まえ、第19条第1号(4)の 「脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）について、脱炭素燃料の年間最低混焼率※2を上回ること」 を 「脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）は、応札容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率※2を達成すること」 に修正し、不明確な表現も、明確となるよう見直しました。
126	第3章 権利 および義務	16	第20条 対象需給年度のアセスメントにおいて「アセスメントにおける必要な情報を提供するもの」とありますが、提供する供給力の算出単位は月毎の期間の集計値となるか。	必要な情報はアセスメントにより異なります。 詳細は、今後公表予定のリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
127	第3章 権利 および義務	16	<p>【該当箇所】</p> <p>第20条 対象実需給年度のアセスメント</p> <p>第1項 容量提供事業者は、本機関に対し、本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。</p> <p>【意見】</p> <p>アセスメントの詳細は、容量市場業務マニュアルに記載されると思料する。2023年6月22日の制度概要説明会では9月頃に「業務マニュアル類の意見募集」を予定しているとのことであったが、極力早期に業務マニュアル案の公開をお願いしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>2024年実需給のメインオークションにおいても、実需給期間前業務関連のマニュアルまでしか公表されておらず、アセスメント（リクワイアメント）の詳細が確認できないため。</p>	早期にリクワイアメントに関する業務マニュアルが公表できるよう、検討してまいります。
128	第3章 権利 および義務	16	第20条 発電余力について、発電余力＝アセスメント対象容量－発電計画とあるが、揚水式発電や蓄電池の場合、経済性最適化のために、充電状態を維持する時間が発生することが想定される。発電余力の定義に、「ただし、経済性最適化のために充電状態を維持する時間帯は除く」などといった注記が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、揚水式および蓄電池は、応札時に設定した運転継続時間分の入札が必要である旨を、第19条①(2)に追記いたします。
129	第3章 権利 および義務	16	第20条対象実需給年度のアセスメントに関して、各アセスメントにおけるアセスメント対象容量に関して、別添「用語の定義」において「容量提供事業者または本機関が指定した、契約電源が提供する供給力」とあるが、具体的に提示願いたい。例えば「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2027年度）（案）」記載のように、蓄電池の場合は各月の管理容量との理解で良いか。	アセスメント対象容量は、期待容量算定諸元に記載された「提供する各月の供給力」もしくは「各月の管理容量」を指します。 また、明確化のため、用語の定義に追記いたします。
130	第3章 権利 および義務	16	第20条 対象実需給年度のアセスメントについて、発電可能時間が3時間の蓄電池においては、放電(発電)時間帯の制約はあるのでしょうか（例えば、1日(48コマ)の中で、放電(発電)時間を事業者が自由に選ぶことに問題はないでしょうか）。	1日の中での放電（もしくは発電）を行う時間帯は、各事業者が任意に設定可能です。
131	第3章 権利 および義務	16	第20条 対象実需給年度のアセスメントについて、蓄電池における発電可能時間以外のコマの取扱いをご教示願います（例えば、発電可能時間が3時間(6コマ)の蓄電池における1日の残りの42コマの取扱い）。	本オークションにおけるリクワイアメントのうち、メインオークションにおけるリクワイアメントと同じ項目に関しては、同様のものが適用されます。 詳細は、今後公表予定の詳細説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルに記載してまいります が、既に公表済みのメインオークションの資料や業務マニュアルもご参照ください。
132	第3章 権利 および義務	16	蓄電池は1日の放電量が決まっているので、アセスメント・リクワイアメント・ペナルティの考え方が難しい。別紙で事例を設けて説明を入れていただきたいと考えます。 【例】 4/1～6/30の91日間 容量停止計画を提出し、他の日は毎日3時間放電。（17～20時放電、他は充電もしくは待機） 9月と11月に1日ずつ故障停止で3時間放電ができなかった日があった場合、未達成量はいくらになってペナルティの計算はどうなるのか？	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
133	第3章 権利 および義務	16	第20条1項1号(1)供給力の維持のアセスメントについては、容量停止計画が提出されていないコマについてはアセスメントの対象外と理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。2021年7月の「容量市場のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要」P.19に、容量停止計画が提出されていない期間はアセスメントの対象外とする旨、記載されております。したがって、容量停止計画が提出されていないコマにおいては、当該ペナルティは発生しない認識です。	「供給力の維持」のリクワイアメントは、容量停止計画が提出されているコマのみを対象にアセスメントいたします。
134	第3章 権利 および義務	16	第20条1項1号(1)供給力の維持のアセスメントについて、揚水・蓄電池において“供給力を提供できる状態を維持”とは、どのような状態を示しますでしょうか。実際に発電していないコマが全てアセスメント対象になってしまう場合、蓄電池に関しては発電継続時間が比較的短時間であり、かつ充電時間も必要となることから、アセスメント対象容量で充放電を常に繰り返すような運用が求められる形となり、蓄電池容量が大幅に劣化するため現実的ではないと考えております。蓄電池において、計画停止および計画外停止として扱う期間の考え方についてご教示ください。もしくは蓄電池については、第19条1項1号(2) ii)のとおり、燃料制約等の制約がある場合とし、平常時はアセスメント対象外と考えてよろしいでしょうか。	電源等の維持・運営に必要な作業及びその他要因に伴い電源が停止又は出力低下により、電源等の供給力を提供出来ない状態（容量停止計画の提出が必要な状態）ではない状態を指します。 詳細は、今後公表予定の詳細説明会資料や業務マニュアルに記載してまいります。既に公表済みのメインオークションの資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルもご参照ください。
135	第3章 権利 および義務	16	第20条 アセスメント ① (1)年間停止コマ相当数で計画外停止コマ相当数を5倍するのはなぜか？	本オークションにおけるリクワイアメントのうち、メインオークションにおけるリクワイアメントと同じ項目に関しては、同様のものが適用されます。 計画外停止コマ相当数の算定も、メインオークションに準拠しています。 計画外停止コマ相当数のカウントは、過去の審議会において、計画外停止日数の実績や計画停止日数との関係を勘案し、計画停止日数の5倍としてカウントすることと整理されています。
136	第3章 権利 および義務	16	第20条 対象実需給年度のアセスメントについて、1①(1)に記載がある計画外停止コマ相当数の算出方法のうち、「提供する供給力の最大値」についてご教示願います（具体的に何を示すものでしょうか）。	当該発電機の発電計画における発電上限値を指します。 詳細は、今後公表予定の説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。
137	第3章 権利 および義務	16	第20条1項1号(2)発電余力の卸電力取引所等への入札のアセスメントについては、揚水・蓄電池については低予備率アセスメント対象コマのみが対象となっており、平常時はアセスメント対象とならない（＝平常時は当該ペナルティは発生しない）との理解ですが、この理解であっておりますでしょうか。（※参照：2021年7月の「容量市場のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要」P.28と2021年5月の「容量市場の実需給後業務に係る業務詳細設計書」P.252）一方で、第21条1号1項(2)ペナルティについては全ての安定電源に対し低予備率アセスメント対象コマのみが対象となっており、平常時はペナルティは発生しないとの理解ですが、前述の揚水・蓄電池との取り扱いの違いについてご教示ください。	「発電余力の卸電力取引所等への入札」のリクワイアメントは、低予備率アセスメント対象コマ以外のコマも対象としています（揚水・蓄電池も同様） ペナルティは低予備率アセスメント対象コマのみが対象となっておりますが、それ以外のコマにおいても適切な市場応札を行っていただきます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
138	第3章 権利 および義務	16	<p>第20条第1項①(2)について、発電余力の定義が「アセスメント対象容量－発電計画」となっているが、揚水・蓄電池の「発電余力」の定義について別途記載するべきと考えます。</p> <p>(理由)例えば3時間放電タイプの蓄電池だと1日に21時間は発電量0なので、上記の数式をそのまま適用すると充電時や放電後にも余力があるようにカウントされ、リクワイアメント未達成量が膨大になるため。</p> <p>第19条(3)でも「発電余力」という用語が出ており、電気の供給指示があった場合は「発電余力」を提供することとなっているが、上記の定義を用いられると蓄電池が発電できない時間帯にも発電を求められるため。</p>	<p>(2)発電余力の卸電力取引所等への応札における「余力」とは、「小売電気事業者等が活用しない余力」を指します。</p> <p>(3) 電気の供給指示の対応における「発電余力」とは、ゲートクローズ以降の余力を指します。</p> <p>蓄電池における発電余力の基準や指針、余力登録方法については、別途公表予定の説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。</p>
139	第3章 権利 および義務	16	<p>「第20条 対象実需給年度のアセスメント」の「①電源等の区分が安定電源の場合」の「(2)発電余力の卸電力取引等への入札」について、蓄電池が卸市場でアービトラージを行う場合、利益を得られるタイミングにて買電と売電を行うため、からなずしも常に発電余力を全て卸電力取引所に入札しているとは限らず、待機時間が存在します。このため、蓄電池のアービトラージの待機時間として見なせるコマについては入札義務を除外して頂けないでしょうか？</p>	
140	第3章 権利 および義務	16	<p>第20条1項1号(3)電気の供給指示への対応のアセスメントについては、オンライン機能（簡易指令システムまたは専用回線）が設置されている電源については、一般送配電事業者が容量提供事業者に出力指令値を送信できるため、全てリクワイアメント達成となると理解しております。また、蓄電池についてはオンライン機能（簡易指令システムまたは専用回線）の設置が条件となっておりますので、当該リクワイアメントは達成するものと理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「電気の供給指示」のアセスメントに関しては、属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合には、アセスメント対象から除かれます。</p> <p>ここで言う「直接的に出力の制御が可能な場合」とは、属地一般送配電事業者と落札電源が専用線オンラインにて接続されており、属地一般送配電事業者が当該電源の出力を制御可能な場合を指します。</p>
141	第3章 権利 および義務	16	<p>P16_第20条 ①(4)脱炭素燃料の混焼率</p> <p>「脱炭素燃料から生じた熱量」は、バイオマス電源で登録していたとしても、バイオマスの他にアンモニアや水素等の脱炭素燃料を使用した場合は包含しても良いか。</p>	<p>応札した電源種別の脱炭素燃料から生じる熱量ベースで7割の混焼率を求めますので、バイオマス電源で登録している場合は、バイオマス燃料で発電した分のみとなります。</p>
142	第3章 権利 および義務	17	<p>第20条1.②(2)年間設備利用率の達成の計算式が「※年間設備利用率=年間発電電力量/(設備容量×暦時間数)」とありますが、「※年間設備利用率=年間発電電力量/{設備容量×(暦時間数－容量計画停止期間)}」と記載すべきだと思います。</p> <p>理由は、P15②(1)に、「ただし、容量停止計画を提出する場合は、～契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。」との記載があるため。</p>	<p>「ただし、容量停止計画を提出する場合は、～契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。」との規定は(1)供給力の維持のみに係る規定であり、(2)年間設備利用率の達成は対象としておりません。</p>
143	第3章 権利 および義務	17	<p>第21条 対象実需給年度のペナルティについて、 制度適用期間のうち、ペナルティが発生した場合には毎年ペナルティを科すということでしょうか。</p>	<p>対象実需給年度のペナルティは、当該ペナルティが発生した年度のみに適用されます。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
144	第3章 権利 および義務	14	容量確保契約21条の対象実需給年度のペナルティ算出式について、8,640コマが差し引かれているが、これは当初の容量停止計画のコマ数に限らず一律で差し引かれると理解して相違ないか。	ご理解の通りです。
145	第3章 権利 および義務	17	第21条 対象実需給年度のペナルティについて、①(2)に記載がある「低予備率アセスメント」とは広域予備率何%以下を指すのでしょうか。	別途公表予定の説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。
146	第3章 権利 および義務	17	第21条「(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札 前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。」について、蓄電池の場合、低予備率アセスメント対象コマが蓄電池の連続放電時間を超過して継続した場合、物理的に入札出来ないコマが想定される。このコマについて、ペナルティの対象とされるのか。蓄電池の特性に応じて、ペナルティの対象とされない場合、その旨を明記いただくか、読み取れる記載としていただきたい。	ご指摘を踏まえ、揚水式および蓄電池は、応札時に設定した運転継続時間分の入札で良い旨を第19条に追記いたします。
147	第3章 権利 および義務	17	第21条①(3)について、枕詞に「前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、」を追加いただきたい。 (理由) 第19条①(3)には枕詞として上記内容が記載されているため、整合を図った方が良いのではないかと考えるため。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
148	第3章 権利 および義務	19	第23条(1)について、本項末尾にある「2050年度末日より～」の一文は、既設火力をバイオマス専焼にするための改修に対してのご記載と理解しております。それ以外の場合には本記載の対象ではないことが明確になるよう、記載の見直しをお願いいたします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「既設火力をバイオマス専焼にするための改修について、2050年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、～」
149	第3章 権利 および義務	19	第25条「対象実需給年度の経済的ペナルティの上限」に記載の対象実需給年度の経済的ペナルティの上限額「① 年間上限額：容量確保契約金額 × 110%」「② 月間上限額：容量確保契約金額 × 18.3%」については、それぞれ容量確保契約金額の『年額』の110%、『月額』の18.3%であるという理解してよいか、明確にしていきたい。例えば制度適用期間の20年間に対するパーセンテージでないことを確認させていただきたい。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 ①年間上限額：容量確保契約金額（各年）×110% ②月間上限額：容量確保契約金額（各年）×18.3%

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
150	第3章 権利 および義務	27	<p>・第27条に定める、貴機関より通知を行う日付について、一定のルールを設定するべきである。事業者はペナルティを課される場合、通知をされてから当該ペナルティが適正なものであるか慎重に精査する必要がある。特にプロジェクトファイナンスを利用する場合、容量確保契約の収入を唯一のキャッシュインとしてファイナンスを組成するわけであり、通知以降に十分な確認期間が確保されていることは重要である。このため、例えば対象月の4か月後の月初（対象月が4月であれば8月1日）までに通知をされたい。</p> <p>・また事業者にも経理処理等の事務手続きがあり、入金1か月前（対象月が4月であれば、8月末）までには通知をする義務を定めてほしい。義務がどうしても難しいのであれば、通知の目安を努力義務として定めてほしい。</p>	別途公表予定の説明会資料やリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください。
151	第3章 権利 および義務	27	<p>・第27条②について、通知後5営業日以内に通知内容を精査し回答を求めるのは時間が短い過ぎるため、15営業日程度に延長していただきたい。当該キャッシュインは事業を支える非常に重要なものであり、精査には一定の時間を要すると考えるためである。</p> <p>また通知がいつ来るか契約上規定がされていないうえに5営業日しか確認期間ないと、精査する人間が休暇を安心して取れず、社会全体に悪い影響があるとも思われる。5営業日という規定が貴期間として重要なのであれば、期間にこだわらず、事後的にペナルティ等の計算の過誤が見つかった場合は、次回の精算時に調整できるように柔軟な規定を定めることも、実務的に双方でよいと考えるがいかがか。</p>	容量市場のメインオークションとの平仄を合わせ、5営業日以内としております。
152	第3章 権利 および義務	20	第28条の還付について、還付額が容量確保契約金額（年額）を超えた場合でも、超過した分も含めて還付が必要でしょうか。還付額の上限金額はございませんでしょうか。	ご理解のとおりであり、還付額の上限はございません。
153	第3章 権利 および義務	20	第28条 還付、1. について、還付対象となる他市場収益は、他市場収益から本制度におけるペナルティ額を引いた額を還付対象として頂きたいとさせていただきます。	ペナルティはリクワイアメント未達成時のディスインセンティブとして設定されるものであり、他市場収益に考慮すべき費用とは性質が異なります。
			理由は、変動電源は不可抗力（自然的要因）による変動幅が大きく、他市場収益を含めた事業全体の収支はプラスであっても、ペナルティにより事業継続を断念せざるを得ないことも考えられ、本制度の趣旨に反してしまうためです。	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
154	第3章 権利 および義務	20	他市場収益が赤字となった場合について確認させて下さい。ガイドラインP7の欄外24に、「制度適用期間内に、他市場収益が赤字となった場合には、翌年度以降の他市場収益の計算において控除できることとする。」と記載ございますが、他市場収益が赤字となった場合、具体的には、どのような計算式により、いくら控除できるのかご教示いただけますでしょうか。結果として、他市場収益の赤字分が全額補填される（取り戻せる）仕組みになっているのかを確認したいというのが趣旨です。約款の28条（還付）の記述とガイドラインの記述の整合も不明ですので、改めて正確なところをお聞きする所存です。	長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（案）第28条第4項のとおり、「対象実需給年度における他市場収益が負値となる場合、当該金額は翌年度の他市場収益の算出において当該金額を更に減じた後の他市場収益を当該翌年度の他市場収益とします。」とされているところ、これ以外に、他市場収益が赤字となった場合の計算式や控除の考え方を別途公表する予定はございません。 なお、この仕組みは他市場収益の赤字分を全額補填される仕組みではありません。
155	第3章 権利 および義務	20	No.1と重複するところもあり恐縮ですが、ガイドラインP7欄外24「制度適用期間内に、他市場収益が赤字となった場合には、翌年度以降の他市場収益の計算において控除できることとする。」について、例えば翌年度も他市場収益が赤字（あるいはその見込み）となった場合、当該適用は翌々年度又はそれ以降に持越適用される理解で相違ありませんでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、初年度の赤字額が翌年度に繰り越された場合であって、翌年度も赤字であった場合には、初年度と翌年度分の赤字額の合計が翌年度分の赤字額となり、その額が翌々年度へ持ち越されることとなります。
156	第3章 権利 および義務	20	他市場収益の還付金については、税務上、損金になるのでしょうか。	税務処理方法については、ご担当の公認会計士又は税理士にご相談ください。
157	第3章 権利 および義務	21	第28条「還付1. ※：新設・リプレースは、契約電源全体の実際の他市場収入と可変費から算出します」とありますが、「契約電源全体」とは、調整係数を用いて算出された期待容量ならびに応札容量だけでなく、期待容量ならびに応札容量以外の容量についても、他市場収益の還付対象となるという意味かどうか確認させていただきたい。	ご理解のとおりですが、制度適用期間の途中で、増出力や自己託送の廃止等により送電端設備容量が増加した場合には、その部分のkWはメインオークションや追加オークションに参加可能であることを踏まえ、「新設・リプレースは、契約電源全体の実際の他市場収入と可変費から算出します。」を 「応札時の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）から生じる実際の他市場収入と、当該部分の発電端設備容量から生じる実際の可変費から算出します。」に修正します。
158	第3章 権利 および義務	21	容量確保契約約款（案）第28条に基づき還付の対象となる「他市場収益」には、現時点では存在しない、将来的に創設された制度（例えば、カーボンプライシング・排出量取引関連制度）を用いて行った取引による収益は含まれるか。 参考： 容量確保契約約款第28条 還付 1. 容量提供事業者は、他市場収益（契約電源が発電した電気および当該電気に係る非化石価値を相対契約または卸電力取引市場等を通じて小売電気事業者または自社の小売部門に対して売却した際の収入から当該発電に係る可変費を減じた後の収益。以下同じ。）が正值となる場合は、他市場収益の一部を事後的に還付することが求められます。	現時点で存在しない制度の収益に関しては、当該制度が創設される際に検討してまいります。
159	第3章 権利 および義務	21	年間の他市場収益の確定後に算定された還付額はどのタイミングで納めることになるのでしょうか。具体的な一連の流れをご教示いただきたいです。	今後公表予定のリクワイアメントに関する業務マニュアルをご参照ください

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
160	第3章 権利 および義務	21	不可抗力条項の③事後的な法令改正や規制適用、裁判により運転停止とありますが、「事後的な」が意味するところとしてはどの時点からの「事後」になるのかご教示いただきたい。例えば、落札公表以後、建設開始以後、商業運転開始以後など、どの時点から「事後」となるのでしょうか。例えば、建設がスタートしてから、立地地点の自治体によって新税の導入がなされるなど、事業者のコントロール外のところで事業性が大きく損なわれるような事態となることを避けたいため、不可抗力事由として「事後的な」法令改正や規制適用がどのタイミングから考慮されるのかについて確認させていただきたい。	契約成立時点である落札結果公表時となります。
161	第3章 権利 および義務	21	第29条記載の不可抗力に関して、「④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等」とはN-1電制やノンファーム電源に対する抑制も含まれるとの理解で良いか。	ノンファーム電源に対する抑制については、リクワイアメントが未達成となった場合、アセスメントの審査において個別に考慮することを想定しております。 N-1電制は送電線故障による出力抑制等に含まれるため、不可抗力としてペナルティ対象外となります。
162	第3章 権利 および義務	21	第29条 1.「④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等」とありますが、送電線故障だけでなく、一般送配電事業者より出力抑制の要請があった場合は、不可抗力の対象として頂きたいです。	
163	第3章 権利 および義務	21	第29条 1 項 不可抗力について⑤に、「一般送配電事業者都合による供給力提供開始時期および供給力提供開始期限を過ぎての供給力提供開始」を追加いただきたい。 (理由) 系統連系工事の遅延等により供給力提供開始が間に合わない状況は事業者の責任ではないため、不可抗力として経済ペナルティを課さないルールとしてほしい。このリスクは見積もることができず、ファイナンス組成に影響をきたすため。	供給力提供開始期限に間に合わない場合に、不可抗力事由によるペナルティ免責を適用する場合には、その理由を個別に確認し、事業者に帰責性がない不可抗力事由によるものと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。 個別に確認した結果、発電設備側は供給力提供開始期限より前に完成している一方で、系統側の工事都合により供給力提供開始期限内に運転開始ができないような場合には、事業者に帰責性がない不可抗力に該当するものと考えられます。 なお、個別の事例を1つ1つ明文化することは差し控させていただきますが、当該事象が発生した場合には、お早めに弊機関へご相談ください。
164	第3章 権利 および義務	21	第29条第1項について、不可抗力事象で容量提供事業者に責の無い、水素・アンモニア等の燃料供給支障による出力抑制、運転停止を追記いただけないか。もしくは、燃料供給支障が生じた際に、当該事象を電力広域的運営推進機関が確認の上、「各号のいずれかに該当する事象その他」として、ご判断いただける余地を残すなど、水素・アンモニアの燃料調達の取り巻く環境に配慮した不可抗力事象についてご考慮いただきたい。 (理由) 水素、アンモニア燃料等は初期的には石炭やLNGのような大規模なマーケットは確立されておらず、上流開発地点のトラブル等により大幅な燃料供給支障が生じる恐れがあるが、容量提供事業者ではコントロールできないかつ事業リスクが大きいため、考慮いただきたい。	水素やアンモニアについては、大規模なマーケットが確立されておらず、基本的には長期契約で燃料調達をすることが考えられます。 そのため、上流側のトラブルにより計画的に燃料が調達できない場合の対応は、本制度の不可抗力として対応するのではなく、燃料調達の契約にてご対応ください。なお、そうした事情にも考慮し、脱炭素燃料の混焼率は7割の混焼率まで低下してもペナルティを設けないこととしています。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
165	第3章 権利 および義務	21	第29条 不可抗力：やむを得ず、入札時見込んでいた蓄電池設置用の事業用地が、何らかの形で、たとえば遺跡発掘、地震による地盤沈下、都市計画の変更等の不可抗力的な要因で、予定していた敷地に申請している容量が設置できない場合、容量の変更等可能なものか？	個々の事例を例示列挙することは差し控させていただきます。 また、不可抗力に該当するか否かは個別の事例を確認し、判断いたします。
166	第3章 権利 および義務	21	第29条 不可抗力：系統側の工事が系統連系回答よりも著しく遅滞し、運用開始時期に間に合わない場合、不可抗力として認められるか否か	
167	第3章 権利 および義務	21	第29条の不可抗力について、①と②の中にサイバーテロ等によるシステム障害発生したことでリクワイアメント未達成においても経済的ペナルティを適用しないようご検討頂きたい。	
168	第3章 権利 および義務	21	29条の不可抗力事象に「放射能汚染」及び「新型伝染病」の追加をお願いしたい	
169	第3章 権利 および義務	21	29条：不可抗力事由に、著しいインフレの追加をお願いしたい	容量確保契約金額（各年）に物価補正を行うこととしておりますので、インフレは不可抗力事由に該当しないものと考えられます。
170	第3章 権利 および義務	21	第29条の不可抗力について、全世界的に半導体不足が深刻化しており、電源種を問わず部材の調達が困難である。特に本件の場合、制度適用開始に向けて同じタイミングで発注が重なり、より調達が困難になることも考えられるので、半導体関連部品の調達が困難な場合も不可抗力として明記頂きたい。	個々の事例を例示列挙することは差し控させていただきます。 また、不可抗力に該当するか否かは個別の事例を確認し、判断いたします。
171	第3章 権利 および義務	21	第29条 不可抗力： やむを得ず、入札時見込んでいる蓄電池メーカーが倒産し、予定していた敷地に申請している容量が設置できない場合、入札容量の変更等可能なものか？	お問い合わせのケースは、不可抗力には該当いたしません。 応札容量の供給力を提供できない場合には、その部分の供給力について市場退出の手続きを行ってください。
172	第3章 権利 および義務	21	第29条 不可抗力：やむを得ず、引き渡し後、設備の盗難があった場合、何らかの救援措置を施して頂けるものか？	お問い合わせのケースは、不可抗力には該当いたしません。
173	第3章 権利 および義務	21	第29条不可抗力が生じた場合の特則において、突発的な故障も不可抗力に含めることをご検討いただけますでしょうか。故障内容によっては、早期の復旧に努めたとしても、部品納期等の問題で多額のペナルティが発生する可能性があるためです。	突発的な故障により供給力が提供できない場合、容量停止計画をご提出ください。
174	第3章 権利 および義務	21	第29条記載の不可抗力に関し、一般送配電事業者による系統側や通信線側の工事遅延等の事由による供給力提供開始時期の遅延等も不可抗力となるとの理解で良いか。	供給力提供開始期限に間に合わない場合に、不可抗力事由によるペナルティ免責を適用する場合には、その理由を個別に確認し、事業者へ帰責性がない不可抗力事由によるものと認められる場合は、ペナルティは免責されることとなります。 個別に確認した結果、発電設備側は供給力提供開始期限より前に完成している一方で、系統側の工事都合により供給力提供開始期限内に運転開始ができないような場合には、事業者へ帰責性がない不可抗力に該当するものと考えられます。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
175	第4章 契約の変更等	21	第29条 不可抗力が生じた場合の特則について、1での①から④が適用となるとき、それらを証明する書類等は必要となるのでしょうか。また、必要な場合はどのような書類を準備する必要があるのでしょうか。	証明書類は、個別の事例を確認し、必要により提出を求めます。
176	第3章 権利および義務	21	第29条第2項で不可抗力が発生した場合であっても、・・・その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとありますが、通知方法が不明です。	募集要綱に記載の弊機関問合せ窓口へご連絡ください。
177	第3章 権利および義務	21	第11条第1項の①に該当する場合は、その理由によって第12条や第29条において不可抗力と整理されることもあると考えて良いか。	ご理解の通りです。
178	第4章 契約の変更等	23	第31条 契約の変更 1. ⑤に系統接続費が応札価格に含めた見積額を下回った場合には契約の変更ということだが、上回った場合には第11条 1. ⑤と同様という認識か確認したい	系統接続費が応札価格に含めた見積額を上回った場合、契約の変更は行いません。

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
179	第4章 契約の変更等	22	<p>32条1項：権利義務および契約上の地位の譲渡につき、OCCTOの同意が必要とあるが、いかなるケースに同意／不同意となるか、事前にケースを列挙いただきたい</p> <p>容量市場のメインオークションは、毎年度開催され、4年後の1年間のみを供給力の提供期間とするのとは異なり、長期脱炭素電源オークションの、供給力提供期間は、原則20年間となっています。</p> <p>長期の事業においては、どのような事象が生じるかは不確実な点があり、事業を譲渡することもありうるどころ、事業者の事業の予見可能性を確保する観点からは、どのような場合に広域機関からの同意を得られるのか、得られないのか、ということを確認しておく必要性はより一層高いと考えられます。</p> <p>また、長期脱炭素電源オークションは、入札価格のみの勝負であり、総合評価方式ではないことから、入札参加資格を満たしている限りは、第三者に契約上の地位を譲渡しても、入札制とした趣旨を没却するものではないと考えられますし、本制度は、供給力の提供に対して対価を支払う制度であることからすれば、事業の実施主体が変わっても供給力の提供が継続されることが重要と思われれます。</p> <p>加えて、同様に原則20年間を買取期間とするFIT/FIP制度の事業計画認定においては、契約上の地位の譲渡は変更認定が必要な事由となっているものの、実務上は、契約上の地位の譲渡を証する書類その他のFIT/FIP制度に照らして必要な書類が提出されれば（henkou_seirihyou.pdf (meti.go.jp)）、変更認定が行われているところと理解しており、この点で事業の予見可能性が一定程度確保されているところと理解しております。</p> <p>このような点を踏まえると、長期脱炭素電源オークションにおいても、承継先の事業者が入札参加資格は具備していることを前提として、当該地位の譲渡を証する書類が提出されれば、基本的には、契約上の地位の譲渡を認めるべきと考えられるところと考えます。</p>	同意の可否は、個別の事例を確認して判断いたします。
180	第4章 契約の変更等	22	<p>親会社名義で入札し、落札できた場合は、落札できた案件ごとに、SPCを設立することを予定しています（落札できるかどうか分からない段階で、たくさんのSPCを設立するのは避けたいため）。基本的に、SPCが参加登録の要件を満たしていれば、親会社からSPCへの権利・義務の譲渡が認められることとしていただきたいです。特に基準なく「広域機関の同意が必要」という状態で、親会社名義で応札に進むことに不安を感じるためです。</p>	

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
181	第4章 契約の変更等	22	<p>第32条第2項なお書きについて、プロジェクトファイナンスを利用する場合、前提として金融機関からはステップインによる事業継続の確実性を担保するため、容量確保契約に対する①質権設定と質権設定に係るOCCTOの承諾（≒第三者対抗要件の具備）、②地位譲渡予約と予約完結権の確保が求められることが想定されます。脱炭素電源オークション自体がプロジェクトファイナンスの利用を想定している以上、「協議する」の文言では不十分で、プロジェクトファイナンスを利用する場合の担保権設定については明示的に認める、ないし基本的に認めたくで例外的に拒否できるような記載とするべきである。例えば、「本機関は、容量提供事業者が、①本件金融機関（容量提供事業者に対して資金を供与する金融機関等をいいます。以下同じ。）のために、本契約上の地位等に担保権等（質権、譲渡担保権、地位譲渡予約に係る予約完結権の設定又はその他の担保権等を含みます。以下本条において同じ。）を設定（対抗要件の具備に係る手続を含みます。）すること、②被担保債権の譲渡に伴い当該担保権等が移転すること、及び、③当該担保権等の実行又は行使により、本契約上の地位等が本件金融機関又は本件金融機関の指定する者に承継されることについて、予め承諾するものとし、その他これらに必要な行為（本契約上の地位等について本機関が容量提供事業者に対して有する相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権並びに無効、取消及び解除の抗弁権その他一切の抗弁権の放棄を含みますが、これらに限りません。）をなすことにつき協力するものとし、」のような形が考えられる。</p> <p>そのうえで、担保設定に必要な書類となる、質権設定承諾書や地位譲渡予約の同意書については、プロジェクトファイナンスを利用予定の事業者、金融機関等とも相談の上でひな型を作成し公開されると、事業者とOCCTOの間で不要な協議が減り、双方にとって効率的と考える。一般送配電事業者で、HPにひな型を公開している事業者がいるので、参考にされたい。</p>	
182	第4章 契約の変更等	22	<p>第32条において、契約の譲渡・承継について規定されているが、ある事業者が単独でオークションに入札し、後に他社と設立した合弁事業によるSPCに契約を承継させることが可能である旨を明記して頂きたい。</p>	<p>権利義務および契約上の地位の譲渡は、事前に弊機関の同意が必要となりますが、可能です。</p>
183	第4章 契約の変更等	22	<p>第32条権利義務および契約上の地位の譲渡について、1法人（SPC）で複数電源を電源毎に応札し、落札後に電源毎にSPCを新設し、権利を譲渡することは可能でしょうか。</p>	<p>1法人（SPC）で複数電源を電源毎に応札し、落札後に電源毎にSPCを新設し、権利を譲渡することは可能です。</p> <p>ただし、権利義務および契約上の地位の譲渡を行う場合には、事前に弊機関の同意が必要となります。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
184	第4章 契約の変更等	22	<p>32条1項：SPCが契約上の地位を保有する場合、そのSPCに対する匿名組合出資持分（＝SPCに対する議決権無し）の譲渡は、OCCTOの同意なしで可能であるとの理解でよいか確認したい</p> <p>容量市場のメインオークションは、毎年度開催され、4年後の1年間のみを供給力の提供期間とするのとは異なり、長期脱炭素電源オークションの、供給力提供期間は、原則20年間となっています。</p> <p>長期の事業においては、どのような事象が生じるかは不確実な点があり、事業を譲渡することもありうるのところ、事業者の事業の予見可能性を確保する観点からは、どのような場合に広域機関からの同意を得られるのか、得られないのか、ということを確認しておく必要性はより一層高いと考えられます。</p> <p>また、長期脱炭素電源オークションは、入札価格のみの勝負であり、総合評価方式ではないことから、入札参加資格を満たしている限りは、第三者に契約上の地位を譲渡しても、入札制とした趣旨を没却するものではないと考えられますし、本制度は、供給力の提供に対して対価を支払う制度であることからすれば、事業の実施主体が変わっても供給力の提供が継続されることが重要と思われる。</p> <p>加えて、同様に原則20年間を買取期間とするFIT/FIP制度の事業計画認定においては、契約上の地位の譲渡は変更認定が必要な事由となっているものの、実務上は、契約上の地位の譲渡を証する書類その他のFIT/FIP制度に照らして必要な書類が提出されれば（henkou_seirihyou.pdf (meti.go.jp)）、変更認定が行われているところと理解しており、この点で事業の予見可能性が一定程度確保されているところと理解しております。</p> <p>このような点を踏まえると、長期脱炭素電源オークションにおいても、承継先の事業者が入札参加資格は具備していることを前提として、当該地位の譲渡を証する書類が提出されれば、基本的には、契約上の地位の譲渡を認めるべきと考えられるところと考えます。</p>	<p>権利義務および契約上の地位の譲渡を行う場合には、事前に弊機関の同意が必要となります。</p> <p>SPCが契約上の地位を保有する場合であって、そのSPCに対する匿名組合出資持分を譲渡する場合は、事前の弊機関の同意は不要です。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
185	第4章 契約の変更等	22	<p>約款第32条にて容量提供事業者が自己の権利及び義務又は契約上の地位を第三者に譲渡又は承継させる場合には、OCCTO様の同意を得る必要があるとの記載が御座います。当該記載に関し、以下ご教示下さい。</p> <p>①プロジェクトファイナンスの場合、PJ自体に担保設定し、担保実行の際にPJ譲渡を行うことがございます。その際、OCCTO様の同意は、不合理に拒絶されることはないという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>②何を以って同意の可否を検討されますでしょうか。また、同意が得られない場合はどのようなケースになりますでしょうか。</p> <p>④同意依頼をしてから、どの程度の期間で同意は取得出来ますでしょうか。</p> <p>⑤また、容量提供事業者の経営権を持つ出資者が当該持分を譲渡（チェンジオブコントロール）する場合にはOCCTO様の同意を得ることは不要との理解で宜しいでしょうか</p>	<p>①②個別の事象を確認し、同意するかどうかを確認するため、事前に一律の基準を示す事は致しかねます。</p> <p>④個別の事例によって異なります。お早めにご相談ください。</p> <p>⑤容量確保契約の契約者が変更にならないのであれば不要です。</p>
186	第4章 契約の変更等	22	<p>第32条第2項（原案）「容量提供事業者は、本契約上の地位等を譲渡または承継する場合、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務の承継については、本機関の同意を得て決定するものとします。なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。」とありますが、プロジェクトファイナンスによる調達の場合には、金融機関にとってステップインによる事業継続の確実性が重要になってくることから、以下の様な文言が望ましく、約款（案）のご修正を検討頂きますと幸いです。（修正案）「本機関は、容量提供事業者が、①本件金融機関（容量提供事業者に対して資金を供与する金融機関等をいいます。以下同じ。）のために、本契約上の地位等に担保権等（質権、譲渡担保権、地位譲渡予約に係る予約完結権の設定又はその他の担保権等を含みます。以下本条において同じ。）を設定（対抗要件の具備に係る手続を含みます。）すること、②被担保債権の譲渡に伴い当該担保権等が移転すること、及び、③当該担保権等の実行又は行使により、本契約上の地位等が本件金融機関又は本件金融機関の指定する者に承継されることについて、予め承諾するものとし、その他これらに必要な行為（本契約上の地位等について本機関が容量提供事業者に対して有する相殺の抗弁権、弁済の抗弁権、免除の抗弁権並びに無効、取消及び解除の抗弁権その他一切の抗弁権の放棄を含みますが、これらに限りません。）をなすことにつき協力するものとします。」</p>	<p>担保権設定等については、個別の内容を確認の上、同意可否について判断いたします。</p>
187	第4章 契約の変更等	22	<p>第32条第2項のなお書きについて、担保設定等については、本機関と容量提供事業者だけでなく、プロジェクトファイナンスを供与する金融機関も協議に参加できることを明示すること。</p>	<p>個別の事例を確認し、判断いたします。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
188	第4章 契約の変更等	22	<p>「エ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。」とありますが、これは一般的にプロジェクトファイナンスの貸出人により容量確保契約に担保設定を求められた場合、担保の設定そのものについてはご協力いただける方針であるものの、担保契約の内容等については協議をするという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>当該条項は、担保契約の内容を確認したうえで同意の可否を判断するものであり、いたずらに不同意とすることを可能とするものではありません。</p>
189	第4章 契約の変更等	23	<p>第33条第一項④について、「信用視力に影響を及ぼす運営上の重要な変更」とは具体的にどのような事態を想定しているのか。プロジェクトファイナンスを利用する場合、信用力がほぼない特別目的会社に事業を推進させるため、④に該当するような事態を正確に知りたいもの。</p>	<p>事案ごとに個別に確認しますので、例示列举は差し控えさせていただきます。 なお、SPCを用いた事業運営の場合、SPC自身が応札する、もしくは親会社が応札し落札後SPCへ承継することが考えられますが、いずれの場合も本機関の審査・同意が必要となりますので、SPCであることのみを理由として、事後的に第33条1項④の規定が適用されることはありません。</p>
190	第4章 契約の変更等	22	<p>第33条第1項第④号にて、「信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき」は、本機関および容量提供事業者は相手方に通知することで契約を解除することができるものとする、とありますが、プロジェクトファイナンスによる調達の場合、有事の際は金融機関がステップインのうえでプロジェクトSPCのスポンサーを変更し、事業継続を図ることが想定されます。また、平常時においても、事業譲渡などによってプロジェクトSPCのスポンサーが変更となることも可能性としては想定されます。 上記のようなケースにおいては、第33条第1項第④号記載の「信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更」に該当する可能性が考えられるところ、本件スポンサー変更をもって容量確保契約が即時に解除されるものではない、との理解でよろしいでしょうか。また、プロジェクトファイナンスによる調達の場合、事業継続の観点からは容量確保契約は非常に重要な位置づけとなりますが、仮に契約解除事由が発生した場合であっても、容量提供事業者ないし金融機関との間で一定の協議期間を設けていただきたく、ご検討をお願いいたします。</p>	<p>個別の事例を確認し、判断いたします。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
191	第4章 契約の変更等	22	<p>第33条第1項第⑤号にて、「資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき」は、本機関および容量提供事業者は相手方に通知することで契約を解除することができるものとする、とありますが、プロジェクトファイナンスによる調達の場合、コーポレートファイナンスと異なり、建設期間中はプロジェクトSPCは売上が立たず（キャッシュインがなく）、利益が生まれなため、当期純損失が継続し、場合によっては債務超過となる可能性が想定されます。</p> <p>上記のようなケースにおいては、第33条第1項第⑤号記載の「資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき」に該当する可能性が考えられるところ、当該ケースをもって容量確保契約が即時に解除されるものではない、との理解でよろしいでしょうか。また、プロジェクトファイナンスによる調達の場合、事業継続の観点からは容量確保契約は非常に重要な位置づけとなりますが、仮に契約解除事由が発生した場合であっても、容量提供事業者ないし金融機関との間で一定の協議期間を設けていただきたく、ご検討をお願いいたします。</p>	個別の事例を確認し、判断いたします。
192	第4章 契約の変更等	23	<p>第33条（契約の解除）第4項において、「...第1項及び第2項により契約解除となった場合には、第12条に占める市場撤退時の経済的ペナルティを科した上で、...」とあるが、電力広域的運営推進機関の事由により契約解除された場合においても事業者側がペナルティを受ける建付と読めるが、当該事由による事業者へのペナルティは免除をご検討願いたい。</p>	第33条第4項は、弊機関の事由ではなく、容量提供事業者の事由によって適用される規定ですので、契約の解除に当たっては、個別の事例を確認し、契約解除の可否を判断いたします。
193	第4章 契約の変更等	23	<p>第33条3項4号について、事前に判明している補助金の受領は応札価格の算定から控除することでオークションに参加することが認められているとの認識です。一方で、本制度の目的が投資回収の予見可能性を確保することであるならば、補助金を受領している案件は補助金によって投資回収のリスクは相当に低減されており、仮に長期脱炭素電源オークションで非落札となった場合でも、事業が中止となる可能性は低いと考えます。補助金受領の電源が低価格で落札することで、新規投資の他電源が落札できなくなるようであれば、本制度の目的に合致しないため、補助金受領の電源は事前に判明しているものであっても参加不可とすべきではないでしょうか。</p>	<p>本制度への応札の前段階で、応札案件への補助金の受領が決定している場合においても、将来的な収入の予見性が確保されない等の理由により、最終的に投資判断が行われず、補助金の受領も取り下げられるケースもあり得るものと整理されております。</p> <p>また、水素・アンモニアを進めていく上では、本制度と水素・アンモニアのサプライチェーン支援制度・拠点支援制度のそれぞれで支援を受けることで、投資判断を行うことが想定されます。</p> <p>このため、補助金の受領が決定している案件について、本制度への応札を制限することはしておりませんが、二重支援を防止するため、本制度への応札の前段階で補助金の受領が決定している場合には、その金額を控除して、本制度への応札を行うことが可能と整理されております。</p>
194	第5章 一般条項	24	<p>第35条第一項の「第3者」について、プロジェクトファイナンスの供与を行う金融機関や金融機関のアドバイザー（プロジェクトファイナンスの組成にあたり、金融機関自体の他、会計税務や技術アドバイザーへの情報開示が必須となる）も「相対契約等の協議を行う取引先」に該当すると解してよいか</p>	<p>ご指摘を踏まえ、金融機関を追加いたします。</p> <p>なお、アドバイザーについては、秘密保持義務を負う場合には、開示可能です。</p>
195	用語の定義	27	<p>「供給力提供開始時期」として、「容量提供事業者が応札時に指定した契約電源の供給力提供開始年度」とあるが、ここでも、プロジェクト発足後の進捗による前倒しが可能であることを明記して頂きたい。</p>	<p>供給力提供開始時期を前倒しすることは可能です。</p> <p>ただし、供給力提供開始時期を前倒しすると、供給力確保に貢献するものの、一方で容量市場のメインオークションとの関係上、余剰の供給力を確保している場合も考えられることから、容量抛出金の最小化という観点において、実情に合わせた供給力提供開始時期を設定してください。</p>

No.	対象文書	頁	ご意見	回答
196	用語の定義	28	需給調整市場ガイドラインに基づき、三次調整力②のリクワイアメントは明確である一方、一次調整力のそれは不明確であり、明記願いたい	一次調整力のリクワイアメントは需給調整市場取引規定をご参照ください。
197	用語の定義	28	他市場収益の定義として、「…当該発電に係る可変費を減じた後の収益」と記載がありますが、可変費には蓄電池の充電に係る電力調達費用が含まれる認識でよろしいでしょうか。また、蓄電池設備の維持に係る所内電力調達費用についても可変費に含まれる認識でよろしいでしょうか。	<p>他市場収益の還付額の計算において可変費として控除するためには、当該費用が発電量によって可変的に発生する費用であることを監視等委に合理的にご説明いただく必要がございます。</p> <p>蓄電池の充電に係る電力調達費用については、全て可変費となる場合もあれば、一部が固定費で一部が可変費となる場合も想定されます。</p> <p>したがって、応札時に、充電に係る電力調達費用の固定費と可変費の割合を決めて頂き、その比率にしたがって、</p> <p>応札価格に含める固定費と、他市場収益の計算における可変費に整理することとしてください。</p> <p>例えば、応札時には、年間の充電のための電力調達費用を100と見積もり、そのうちの1/2が基本料金として固定費と整理するのであれば、応札価格には電気代として50を算入することとしてください。その上で、実際の制度適用期間におけるある年度の充電のための電力調達費用が110となった場合には、その1/2を他市場収益の計算における可変費として計上することとしてください。</p> <p>一方、蓄電池設備の維持に係る所内電力調達費用については、発電量によって可変的に発生する費用（可変費）なのか、固定的に発生する費用（固定費）なのかをご判断のうえ、監視等委に合理的にご説明いただく必要がございます。可変費の場合は、他市場収益の計算における可変費に算入可能であり、固定費の場合は、応札価格に算入可能です。</p>